

## 第444回南国市議会定例会会議録

第5日 令和7年12月12日 金曜日

### 出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 渡部靖
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	学校教育課長	池本滋郎
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	三谷洋亮

＊

#### 議会事務局職員出席者

事務局次長	野口裕介	局長	門脇智哉
書記	三谷容子		

＊

#### 議事日程

令和7年12月12日 金曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

＊

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（西本良平） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

#### 一般質問

○議長（西本良平） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。7番齊藤喜美子議員。

〔7番 齊藤喜美子議員発言席〕

○7番（齊藤喜美子） おはようございます。なんこく市政会、齊藤喜美子です。

今回は、最終日1番バッターです。お疲れのこととは思いますが、よろしくお願いいたします。

先日、女性の休日というドキュメンタリー映画を見てきました。ジェンダーギャップ指数、16年間連続1位の男女平等の国アイスランドが、どうやってそうなったかという内容のお話です。1975年10月24日、アイスランドでは男性優位の社会に対して、国中の女性が一斉に仕事や

家事を休みました。アイスランド全体の女性の何と90%が一度に社会活動を休むことで、国中が機能不全に陥り、女性の社会における存在意義が示されました。女性の政治参画も進み、今は女性大統領と女性首相が国を治めています。

10月21日、国会での衆参両院本会議の首班指名選挙において、高市早苗さんが日本史上初の女性内閣総理大臣となりました。今年発表のジェンダーギャップ指数がいまだ世界で148か国中118位の日本で、女性の総理大臣が誕生したということに関して、多くの国民がその動向に注目することとなりました。ニュースなどでは、女性が政治や政治家に関心を持つようになり、持ち物などをまねしたり、家事や仕事を頑張ることを「サナ活」といってムーブメントになっているようです。

朝日新聞編集委員の秋山訓子氏の著書「女性政治家が増えたら何が変わるのか」においては、著者はシンプルに人口の半分は女性なのだから、そして女性議員を増やすということはそれまで日が当たっていなかった問題に光を当てて可視化し、課題として認識させ、さらに対応する施策をつくって解決に至らせるという意味があると述べています。

政治の世界は男性社会と言われてきた面もありますが、この出来事をきっかけに、より多くの方が政治を身近に感じてもらうことで、生活に直結していることを認識していただくと、より住みやすい社会になるのではと期待しております。知らないことを知ることで、こんな考え方や世界があるのかと、物の見方が変わることが課題解決につながることもあります。まずは知ることが必要という話を踏まえて、前置きが長くなりましたが、通告に従いまして一問一答で質問をさせていただきます。

まずは、度々議会でも質問に上がっております獣害、特に南国市ではイノシシによる農作物の被害についてお伺いいたします。

全国には、今熊の被害が多く報告されている中、四国はツキノワグマがまだ確認されている頭数としては26頭程度とのことで、今のところ大きな熊の被害が出るということではなさそうなのですが、高知県はそのほか、猿、鹿、イノシシの農作物被害があります。うちの周りにも一時期よりは減ってきたとはいえ、やはりイノシシの姿を見かけることがあります。

中山間部においては、以前よりタケノコや四方竹被害が報告されており、最近はその南部に住み着いたイノシシも多いとよく議会でも話題になるところですが、去年から今年にかけての被害状況についてお教えてください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 令和6年度の被害面積は1,849アール、被害額は159万1,000円

となっております。今年度につきましては、まだ集計できておりませんが、昨年度に比べて被害が少ないように感じるといった声を農業者の方や狩猟者の方から伺っております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） 豚熱の影響から、一時期のひどいイノシシ被害が一気に収まっている感じは、私自身中山間で暮らしているので実感できるところです。それでも年間160万円ぐらいの被害というのは、農家の皆様にとっては大変なものだと思います。

それでは、ここ数年の捕獲頭数の推移を教えてください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 有害鳥獣としてのイノシシの捕獲頭数は増加傾向が続いておりましたが、豚熱の影響からか、令和5年度は248頭と前年の310頭から減少しております。令和6年度は326頭と再び増加しましたが、今年度は185頭と大きく減少しております。また、捕獲頭数のうち、十市や稲生など南部地域は、令和2年度は15頭でしたが、令和6年度は121頭と急増しており、全体の捕獲数が大きく減った今年度も58頭の捕獲数となっております。

今年度は捕獲頭数が減少したとはいえ、来年度以降も減少が続くかどうかは分かりませんが、引き続き鳥獣被害対策に取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ありがとうございます。

かなり農地への出没数が減って、獣害としての捕獲数も減っているということだと思います。念のため近隣市の状況を確認するために、香美市の担当課にも連絡させていただいたのですが、やはり同様に豚熱流行時に激減したというものの、香美市では同じように6年度に復活して、結構な被害だったそうです。しかし、今年は山間部農地への被害による獣害捕獲申請は、やはり減っている、半減しているということです。もしかしたら6年度に被害が増えたので、農家の皆さんが防護対策に力を入れたためでもあるのではないかとおっしゃっておいりました。

また、専門家からは、山の通り道に設置した監視カメラにはお母さんイノシシが子連れで映っているものもあり、山のほうには今年は食物が豊富であるから、臆病な山のイノシシは山を下りてきていないだけで、今後の気候変動などによってはまた山の食物が減少して、イノシシが下りてきて農作物の被害が出ないとも限らないので、今のうちに防護対策を取るべきだというようなアドバイスをいただきました。

それでは、農地における農作物被害防護柵というのは、どのようなものがありますか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 防護対策としましては、電気牧柵やワイヤーメッシュ柵を設置することで、物理的にイノシシの侵入を防ぐのが一般的な対策となっております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） 柵で農地を囲うというのが一般的ということですね。

それでは、その対策をする場合、南国市からはどのような補助がありますか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 電気牧柵につきましては、市の単独事業の南国市鳥獣被害緊急対策事業で補助を行っております。また、ワイヤーメッシュ柵につきましては、県の事業を活用した南国市野生鳥獣に強い地域づくり事業で補助を行っております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。

それでは、その申請状況を教えてください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 令和6年度の電気牧柵に対する補助は6件、補助額26万1,831円、ワイヤーメッシュ柵に対する補助は7件、104万908円となっております。

9月議会での土居議員の一般質問で、令和6年度のワイヤーメッシュ柵の補助8件のうち7件が十市地区と答弁いたしましたでしたが、正しくは今回の数字で7件のうち6件が十市地区でありました。また、令和2年度から6年度までの合計につきましても21件、そのうち15件が十市地区とお答えしましたが、正しくは20件、そのうち14件が十市地区でした。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

今年度の補助の申請の状況につきましては、現時点で電気牧柵3件、交付決定額14万9,544円、ワイヤーメッシュ柵4件、交付決定額76万199円となっております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。

決してお安いものではなく、しかし柵がないと農作物を守ることが困難であるということで、農家の皆さんも大変苦勞されていると思います。

では、柵による防護対策について、柵の設置などの指導は行われていますか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 高知県の事業ではありますが、JAに鳥獣被害対策専門員が配置されておりまして、その方に御指導いただきながら防護柵を設置しております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ありがとうございます。

設置にもコツもあるようですので、指導の下に効果的な設置をしないといけないと思います。

11月18日には、イノシシの行動学の専門家であります麻布大学の江口祐輔先生を南国市にお迎えし、講演会、フィールドワークを南国市鳥獣被害対策推進協議会主催で行いました。江口先生は、もともと農水省の職員で、全国初のイノシシ対策研究員だったそうです。農研機構鳥獣対策技術グループ長を経て、現在麻布大学の生命・環境科学部で教授をされており、全国の野生動物による農林被害や生活被害の問題解決の研究をされております。講演会の際、アンケートを取ったと思いますが、参加された方の感想はいかがだったでしょうか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 鳥獣被害対策の参考となったかという設問に対しまして、御回答いただいた全ての方から参考になったとの御意見をいただいております。また、イノシシの学習能力の高さや、単に捕獲数が増加しただけでは被害の減少には結びつかないことなどを科学的に分かりやすく御講演いただき、目からうろこが落ちたといった声もお伺いしております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） 私もイノシシの生態や、また知能の高さなど、本当に知らないことが多く、びっくりするような内容でした。例えば、ミミズが好物というあの話、よく聞きますけれども、それよりはもちろん人間の作った作物や取りそびれた柿の実が大好きですし、イノシシも鹿も柵を飛び越えるのではなく、下からくぐる侵入の仕方をする。動画で撮影されたその生態には、こっちの思い込みで対策自体を失敗していることも多いと考えさせられました。やはりまずは敵を知るところから対策を考えないと、効果的な取組とならないということも分かり、捕獲数の増加と農地への被害減少に相関関係がない話などが報告されているとなると、今後の捕獲に対する報奨金の持続性にも関わってくるのではというふうに懸念するところでもあります。

何より、何をやっても無駄と心が折れてしまうことが、住民の地域の思いを断ち切ってしまうのではないかと心配になります。江口先生が御指導に入られた地域のお話で、対策をする前の被害を受けていた地域の声として、どんな柵も飛んで入るから無理という声、これはイノシシの生態を学ぶ前でのお話と思いますが、電気柵を設置するくらいなら農作物を作らないで店で買うと、もう農業を諦めたいという切実なものや、電気柵代の半分も出したのに被害が出た

から役場の責任、被害が発生するのは行政の責任と、行政のせいにしてしまう声もあったようで、農作物を柵で防護するのも効果的な方法を知らなかった時期は、多くの住民からの不平不満が出て、地域が殺伐としていたように感じます。

講演会当日は、午後圃場でのフィールドワークもありましたが、そちらのほうはいかがでしたでしょうか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 被害が実際にありました十市の圃場に出向きまして、ワイヤーメッシュ柵の設置の仕方についてアドバイスをいただいたり、圃場周辺の草刈りなど、日常の管理の重要性などについて御説明をいただきました。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ありがとうございます。

私も講演会後にフィールドワークに同行させていただきまして、実際に柵をくぐって入ってお米の被害が出た田んぼで、先生のお話を聞かせていただきました。イノシシの行動特徴を説明していただき、柵の建て方の失敗をどう改善するかや、柵の際までイノシシが隠れて近づくことができる耕作放棄地の背の高い草刈りをどうするかなど、具体的なお話を皆さん一生懸命聞いておられましたし、農水省が勧めているものの先生がお勧めしていない、壊されやすい種類のワイヤーメッシュが設置されていたり、ワイヤーメッシュが裏表逆に設置されているところがあったりして、やはり知ることの大切さをここでも考えさせられました。せっかく一生懸命柵をしても入ってこられて、せっかく大切に育てた農作物を駄目にされたら、先日の不平不満で毒を吐く気持ちにもなるでしょうけれど、先生の講演でも文句を言う農業に担い手はできないという話もありまして、被害が出る以上に後継者がいなくなるということも問題であると感じました。実際にどうすれば改善できるかの話聞くことができ、農家の皆様も大変勉強になったと思います。

しかしながら、イノシシの隠れ場所となる耕作放棄地は年を追うごとに増えており、農地の横にも藪があるような状況があらこちらに見られます。実際に柵の設置をするのも結構な肉体労働となります。先生の御指導された島根県美郷町には、麻布大学のフィールドワークセンターも設立されて、大学生の実習の場にもなっています。齊藤正和議員の田役の質問にも重複しますが、南国市にも高知農業高校や高知大学農林海洋学部があります。官学連携で農作物や山の環境保全などの実践場所として、一緒に活動するように働きかけなどをしてみてはいかがでしょうか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 江口先生は、島根県で実際に成果を上げられておりますし、専門的な知識を有する大学と行政との連携は大変意義のあるものだと思います。また、農業者や狩猟者の方々など、地域住民と学生とが一体となって地域課題に取り組むことは、人材育成、担い手確保にもつながるのではないかと思います。しかしながら、大学側や行政側、それぞれの体制や専門人材の確保の問題、地域も含めた合意形成など、一朝一夕でというわけにはなかなかいかない難しい取組であると思いますので、まずは今回のように科学的で専門的な知識や成功事例を学ぶ機会を設けるなど、知識、意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ありがとうございます。

まずは知ることからということですね。次回こういう勉強会のときには、ぜひ大学や高校にも御案内を出して情報共有をし、地域課題解決に官学連携で知恵を出し合う場もつくっていただきたいと思います。

先ほど執行部からも御説明があったように、去年の9月議会でも御紹介したと思いますが、江口先生は獣害対策を通じて島根県美郷町のまちおこしにも寄与しています。美郷町では、住民が主役の獣害対策を中心にした地域コミュニティづくりを実践していて、獣害対策をジビエで解決ではなく、害獣を寄せつけない圃場づくりで得たノウハウを全国に発信しており、シリコンバレーにヒントを得た獣害版シリコンバレー、美郷バレー構想で獣害対策を中心にした結果、知恵の集積を求める企業や団体、例えば獣害対策関連の資材開発をしている会社が、美郷町で製品開発や実証試験をしたり、光ファイバーの世界シェア2位を誇る会社が町に来て、町内各地で獣害対策に関するAIの開発なども行っているそうです。

この発想に関しましては、町長のアイデアでの取組であると思いますが、「よくある田舎の、どこにもない物語。島根県美郷町から——。」という町をアピールするウェブページの言葉は、人口減少で悩む地方の小さな町の関係人口を増やすため、頑張る姿を現していると思います。このような美郷町の取組をどう思われますでしょうか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 農家や狩猟者、大学、行政が連携して実践的な取組を行い、単なる鳥獣被害対策にとどまらず、地域活性化にもつなげた成功モデルであると思います。また、狩猟者側からの対策も重要ですが、大学の専門的な知見を踏まえ、防護柵の設置や有害鳥獣を寄せつけないための餌場の管理、放置果樹の伐採など、農家自身が鳥獣被害対策の主体者とな

ることの重要性、自分たちの農作物を守るのは農家自身だという意識改革がうまく進み、行政も含め地域が一体となって地域ぐるみで取り組めたことが成功要因の一つではないかと感じております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ありがとうございます。

あくまでも成功モデルですので、どの地域でもやればすぐうまくできるということではないと思います。私も国の発表する成功モデルを全てよしとするつもりはありません。

実際には、実行するに当たってはその地域で動いてくださる方々や地域の連携、地域としての情報発信、予算の在り方など、多くの条件が満たされなくてはなりません。美郷町は先行事例として、農地を農家が守る、主体は地域住民、女性もできる対策ということで、日本中から人が集まってきたという話です。このハードルの低さっていうのが、まずはいろんな意味でのマインドリセットに必要なと感じます。美郷町での対策後の地域の声として、イノシシのおかげで町が明るくなった、来年はもっといろいろなものを作りたい、電気柵をやってよかった、イノシシのくぐりを防げば怖くない、イノシシはこれは飛んで入ってくるものではないということです。中には、畑を守ったから食物がなくなって、イノシシが生きていけるのか心配という声もあったそうです。まずは知ること、正しい効果的な方法の実践ではないかと、今回の講演会で強く思うところではありますが、今後引き続き指導してもらおう予定はございますでしょうか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 江口先生のような全国的に知られ、実績も上げられている先生をお招きして御講演いただいたことは、非常に有意義でありましたし、非常に御多忙な方と存じてはおりますが、今回の講演をきっかけに今後もアドバイスなどをいただけたら幸いであると思っております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） 今回は鳥獣被害対策協議会が主催ということで、ちょっと本当はもっと多くの農業に関係する従事者の方とかに聞いていただけたらなと思うところではありましたが、ちょっと少しもったいないかなという気もいたしました。

野生動物との知恵比べは今後も続くと思いますが、悲観的な話ではなく、今回のように正しい情報をいろいろ教えていただき、対処を知ることによっていろんな工夫をし、捕獲や駆除に頼り過ぎずに農地を守り、それによって地域の活性化、環境保全、ひいては野生動物との共生社会を

南国市も目指していくべきだと思っております。単発イベントとならないよう、まずは住民皆さんが知ることからということで、引き続き御指導を受けられるように御配慮をよろしく願っています。

次に、食育のまちづくりについて伺います。

獣害を防ぎ、持続可能な農業の話の次に、食育のまちづくりについて伺います。

先日の西内議員の質問に少し重複する部分もあろうかと思いますが、御答弁のほどをよろしく願っています。

まずは、食育のフロントランナーとしての南国市の今までの取組について、改めて伺います。棚田の米の給食導入から食育のまちづくり条例制定までの経緯をお教えてください。

**○議長（西本良平）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（池本滋郎）** 南国市では、平成9年に地元の中山間地域の棚田で取れる米を学校給食に使用することを決定し、さらに子供たちにおいしく御飯を食べてもらう工夫の一つとして、家庭用炊飯器を使った御飯の提供を始め、平成10年には全校でこれを実施、平成15年には米飯給食を週5回実施することとなりました。

当時、全国的な学校給食は、政府が買い上げた米を委託業者に炊飯してもらい、各校へ配送し提供することが一般的でしたが、南国市はいち早く地元のお米を自校炊飯で、さらにおいしく家庭用炊飯器を使って提供することといたしました。そこからさらに南国市の学校給食は、様々な取組を進め、地元食材を使った給食用加工食品の開発や、給食米生産地地帯での米作り体験、南国スタイルと連携した後免野田小学校の大根作り、給食への古漬け提供、各校での米作りなど、農業体験学習の推進も進めました。

そのような中で、平成17年には食育基本法が制定され、食育の推進は行政の責務とされたこともあり、本市は平成17年9月に食育のまちづくりの推進を宣言し、同年12月に食育のまちづくり条例を制定しました。学校給食から始まった食育が、学校だけでなく市全体への施策として展開されるようになっております。

**○議長（西本良平）** 齊藤喜美子議員。

**○7番（齊藤喜美子）** 私もこの食育のまちづくり条例っていうのは、本当に全国にも自慢できる条例だと思っております。米の二期作で有名な南国市で、なぜ給食はパンなのかから始まり、棚田のお米を給食に使い出した当時の話、米飯給食を全国に先駆けて実施、家庭用炊飯器を使ってはどうかと当時の栄養職員の方が教育長に提案して、町の電気屋さんに行き、たくさんの炊飯器を試してみたエピソードなどをつい先日高知市の給食シンポジウムで伺ったばかり

でして、先達の方々が当時給食に対して並々ならぬ思いを持っていただいていたので、今も関わっていただいていたからこそ、今の南国市の学校給食での食育の先進事例があるのだと痛感しております。

その食育についてであります。今は食育推進計画が健康増進計画や自殺対策計画と一緒に策定されていると聞きました。そうなった経緯を保健福祉センターにお伺いいたします。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 本市の健康増進計画では、健康寿命の延伸が基本計画の一つとなっており、これは身体的な健康だけでなく、生活習慣、心の健康、食生活が相互に影響し合うため、健康増進計画と食育推進計画、自殺対策計画を連携させて考えていく必要があると考えました。また、3つの計画の見直し時期が重なったこともあり、市民の健康と命を守る施策を一体的かつ包括的に推進していくために、一体的に策定しています。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。

それでは、それによりどのような効果を市として求めているのでしょうか。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 健康寿命の延伸は、単に寿命を延ばすだけでなく、日常生活に制限なく自立して暮らせる期間を長くすることを意味します。食育を通じた生活習慣予防などの身体面の健康づくりと、自殺対策を通じた相談支援、孤立支援などの精神面の健康づくり、体と心の両輪で市民の健康を支えることにより、健康寿命の延伸をより効果的に実現することを期待するものであります。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） 本当にそうだと私も考えます。

よい食生活や生活習慣は人が生きていく上で最も基本となる大切な部分です。それにより最後まで自立して尊厳ある暮らしができることは、人として生きていく上で最も重要なことです。食を中心とする生活習慣が心身の健康に大きく影響することを否定することはできません。社会性を持つ動物として、人間は社会的な孤立を防ぐこと、それと幼少期からの切れ目のない食育で生活習慣を身につけること、尊厳を持って自立した生活を最後まで続けられ、ただ寿命を長くすることだけではなく、南国市民のウェルビーイング、心、体、社会、全側面における良好な状態を保った生活において、必要不可欠なものだと考えます。ぜひ南国市民が幸福を感

じ、最後まで南国市で生活を自立してできるように、今後とも取組をよろしく願いいたします。

学校給食の話に戻します。

今までも何度か質問をさせていただいているのですが、今現在の給食における南国市産品の割合、また県産品の割合はどのくらいになりますでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 平成6年度、幼稚園、小学校に納入された青果物における南国市産の割合は、金額ベースで27%となっています。産業振興計画における目標27%はほぼ達成しておりますが、食育推進計画における目標30%は達成できておりません。ただ、現場の体感的には27%あたりが限界という認識でございます。

令和6年度、文科相が実施する学校給食における地場産品、国産食材の使用状況調査において設定された期間中、小中学校に納品された全食材における高知県産の割合は、金額ベースで約56%となっております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） 27%で限界が来ているということですがけれども、南国スタイルさんも給食食材調達以外の仕事もあって忙しいと思いますので、御苦労されているのではないのでしょうか。

では、今後の取組に関して、地域のもをこれ以上使うということは無理なのでしょうか。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 南国市産青果物は、天候不順などで使用を予定したものが生育不良で納品できなくなることが発生しており、南国市内の青果業者、これは八百屋さんでございますけれども、緊急的に発注をかけ直すことがありますので、現在の数値は学校給食としてはかなり限界に近い値になっているかと思えます。

また、市内産であっても市場に出ると高知県産として販売されますので、今後は高知県産まで視野を広げて指標を策定し、総合計画等についてもこの方式に統一する予定です。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。

可能な限り市内産、市内産も市場に行くと県産となるとのことで、今後は県産のものも地元のものとして給食に積極的に使っていただけるということで、よかったです。

身土不二という言葉があります。これは、身体と住む土地は一体であり、健康でいるのには

その土地で取れたものを食べるのがよいという哲学です。また、四里四方に病なしという言葉もあります。同じく自分の生活圏、四里四方、半径16キロメートル四方内で取れた新鮮な食材や旬のものを食べていれば、病気にならずに健康でいられるという意味の言葉です。可能な限り生産者の顔の見える範囲のものを給食やふだんの食事で食べることが、将来的には心身の健康を保つとともに、地域の1次産業を支えることにもなると思います。

さて、南国市にしても高知県にしても、全国的に見れば地産地消率はかなり高いほうだと思っておりますが、もっと地産地消率を上げられないかと思うところでもあります。多分これの問題に関しては、どこも地域が抱えていると思います。農林水産省も文部科学省と取組を進めており、国は学校給食における地場産物活用ガイドブックという、このような冊子ですけれども、このような冊子を農林水産省と文部科学省で作っております。この冊子に関しまして、御答弁にもありますように、やはり推進体制、供給体制に課題があるため、どこもこれ以上難しいというところで終わっているということで、このガイドブックができています。このガイドブックを参考にするという点に関しては、いかがお考えでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） ガイドブックの中には、参考になる事例が数多く掲載されていましたが、本市が既に取り組んでいる内容もありました。

また、隣の高知市の先進事例が掲載されていましたが、本市が学期ごとに献立を決定しているのに対し、高知市では年間の献立を前年度中に決定しており、何月に何がどのくらい必要なのかが示されるという点は大変参考になりました。市内産の農作物に限定せず、県産の農作物を使用するという点は、今後の本市の取組予定と合致するところでもありました。予算や人員の問題はありますが、今後はこのガイドブックを参考に、まだ実施できていないことをできることから進めていきたいと考えております。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 農林水産側の取組としましては、給食配送業務など、地産地消促進に関する事業を行っております株式会社南国スタイルに対して補助を行うなど、学校給食の食材として地元野菜の供給を続けることで地産地消の啓発を行っております。

学校給食における地場産物の活用は、食に対する関心を深めるだけではなく、地域の農林水産物に愛着を持つきっかけとなり、地域の農林水産業を支えることにつながると考えておりますので、ガイドブックに掲載された事例などを参考に、今後も学校給食における地産地消に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） 学校給食の中で、地元のを積極的に使うということに関しましては、地域を知り愛着を持つきっかけになると思いますし、私たちの命を維持するための食料を生産してくれている1次産業や、環境に敬意の気持ちを持ち、また支え合う気持ちづくりや仕組みづくりにも貢献できるものでないといけない、そこまで行ってもらいたいと思うところです。

そこで、南国市はそのような方向づけのために、専門家のアドバイスを受けたりはしておられませんでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 既に南国市では、4名の学校給食アドバイザーを委嘱しております、年2回開催する会議におきまして食育の専門家からのアドバイスを受け、レベルアップを目指しております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。

フロントランナーとしての南国市の学校給食アドバイザーの皆様は、その道のプロフェッショナルばかりと存じ上げておりますので、引き続きレベルアップのための御意見と取組をお願いしたいところです。

長年、南国市の食育を推進してくださっている有識者の皆様に敬意を表します。それにプラスして、今回この農林水産省と文部科学省のガイドブックを編さんした方が、国からの出向で北川村の教育委員会で次長補佐をされていらっしゃるということで、地方の実情もぜひ知りたい、国への情報として持ち帰りたいとおっしゃっていました。ぜひ国の方向性についても御確認いただきたいところです。1月には、MIARE！での御講演もあると聞いておりますので、ぜひ御参加をしていただけたらと思います。

11月18日、自民党の食と農への消費者の理解醸成と行動変容に向けた施策検討プロジェクトチームが、国の取組としても食育を推進するように鈴木農林水産大臣に提言をしたという記事が、「自民食育充実へ農相に提言、農業体験増やし現場理解促して」という見出しで、日本農業新聞の11月19日の分に掲載されておりました。食育の内容は学校ごとにばらつきがあるということで、一定程度は統一した内容の食育ができるように、国に整備を求めているとのことです。鈴木農林水産大臣も、食育については食料安全保障で最も重要、問題意識を持ってやっていくとコメントされたそうです。

その後の同新聞記事において、12月9日には「食育計画で構成案、学校で農林業教育を官民連携で大人に推進」という見出しで、上の提言を受けた形で第5次食育推進基本計画に新たに具体的施策、学校などでの食や農に関する学びの充実、健全な食生活の実践に向けた大人の食育の推進、国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大を重点事項に挙げており、構成案では実践に向けたより具体的な施策が示されています。

さて、ここまでは地産地消率を上げるにはどうすればよいかを主に食育の話をしてきました。食育に関して南国市では、食生活改善推進員さんが御活躍されていると思いますが、その取組状況はどんなものがあるのでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 令和6年度の食生活改善推進員の地域での活動回数は計73回、参加者総数は1,884人となっています。主な活動内容としては、子供、学生対象として、保育園でのおやつ作り1回、小学校での朝食学習や調理実習補助16回、中学校での防災食学習5回、高知県立大学社会福祉学部の学生向け調理実習2回、成人対象として各地区での伝達講習24回、ヘルシークッキング教室2回、ヘルスサポーター養成事業4回、男性向け料理教室2回、子育て支援センター利用者への幼児食調理実習2回、防災食学習を2回、障害者自立支援として高知南国料理教室を2回、高齢者対象としてサニーマックスでのフレイル予防啓発活動、低栄養予防とカムカムメニューの食提供を行いました。以上です。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。

それでは、学校現場のほうでの食育に関する地域との取組というのはどのようなものがありますでしょうか。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） すいません、先ほどの地産地消の割合の答弁の中で、「令和6年度」と言うべきところを「平成6年度」と誤って答弁いたしました。大変申し訳なく思います。訂正いたします。

学校現場での主な取組内容といたしましては、各小学校では、地元の協力を得まして田植や稲刈りを実施しており、また高知農業高校のトウモロコシを全校の給食に使っておりますが、その際には各小学校で皮つきトウモロコシを観察し、トウモロコシのひげが全てトウモロコシの実につながっていることを発見したり、その後にトウモロコシの皮剥ぎを実施しております。

また、畑や地元の田んぼをお借りして、季節ごとの野菜の栽培や販売を行ったりもしております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ほかには食育として教育現場はどのようなことをしていますか、伝統料理の伝承や食文化に関する勉強などがあれば、教えてください。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） カツオのわら焼き体験やアユの串打ち、伝統食である豆腐やみそ、田舎寿司や皿鉢づくりなど、様々な食育を各小学校で実施しております。また、総合の時間を利用して、1年または2年をかけて地元の食に関する課題を子供たち自身で発見し、解決策を考え、実践する学校もございます。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ありがとうございます。

私の地元の白木谷でも、春のモウソウダケ、秋の四方竹、田植や稲刈りを地域の農家の方が手伝ってくれて体験をするという農業体験授業を長い間続けてくださっています。しかし、学校によっては温度差もあり、そういう農業体験型学習が形骸化していないかと少し懸念もあります。そもそもの目的の食の生産者につながり、感謝の気持ちを育むことができているのか、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 各小学校では、地場製品の生産者の方々の協力を得まして、様々な体験を実践しております。例を挙げますと、十市小学校では地元の特産品のヤマモモを地元の山に収穫しに行き、ヤマモモの歴史をお話しいただいたり、地元漁協に協力を依頼し、どろめの漁をするための網を見せていただいて、どろめ漁の方法などを教えていただいた後、釜揚げ体験をしております。また、岡豊小学校では、地元のナス農家のハウスでナスの栽培方法や選別、箱詰めの大変さを教えていただいております。

最近では、「広報なんこく」7月号でも紹介いたしましたが、昨年度大篠小学校では、南国市が日本一のシシトウ産地であるということを知った3年生がシシトウを広める活動を行いました。子供たちは地域の農家やJAの協力を得て、栽培、収穫からパック詰め、販売まで、それぞれの現場を見学し、収穫を体験いたしました。以上でございます。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） 結局、子供たちが食を学び、食の生産の現場を身近に感じることで、

第1次産業に興味関心、それを持っていただき、そして心動かされるという体験をしなかったら、結果形骸的な食育活動になってしまうのではないかと思います。それでは地域に関心を持ち、愛着を持つという本来の教育にはつながりません。

福井県小浜市では、義務食育と称して、公立私立を問わず保育園、幼稚園13園の年長児250名が市の事業で料理体験をしています。この内容は、先日の西内議員の質問に重複いたしますので割愛いたしますが、あえて幼児期の脳の発達に合わせて、子供たち主体で親子料理教室ではなく、子供だけで最初から最後まで料理をする体験をさせることで、脳内の神経ネットワークをしっかりとつくることや、味覚が定着する前の幼児期にいろんな味覚体験をさせて、将来幅広い食材や料理を受け入れられるようにし、豊かな食生活の営みにもつながる、また就学後の学習や人間関係にも役立つというような食育をしているということです。

このような食育活動をしている小浜市では、食生活改善推進員から構成されるグループの皆さんが、ボランティアとしても大変活躍しているということです。今後、子供だけの食育教室など、このような取組というのは考えられませんか、お答えください。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 現在、年長児を対象とした調理活動としましては、十市保育園のおやつ作りのみとなっております。以前はほかの保育所での活動もありましたが、コロナの影響でしばらくできていませんでしたが、市内保育園に併設されている子育て支援センターでの活動は少しずつ再開しておりますので、今後市内保育園、保育所、幼稚園での調理活動につきまして、担当部署と連携し、所長会等での声掛けを行い、食生活改善推進員の活動機会を設けさせていただきたいと思っております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） かなりいろんなところで頑張っているということで、大変だと思いますけども、食生活改善推進員の皆様の御活躍、今後とも期待しております。

おやつ作りもいいんですけども、まずは子供たちには日頃食べる御飯作り、せめて具だくさんのおみそ汁作りとおにぎり作りなど、一部のお手伝いだけでなく、最初から最後まで自分たちだけでもできるという体験をしてもらえるような工夫をしていただけたらと思います。

食の多様化や核家族化、貧困での経済的余裕のなさ、あと夫婦共働きで時間の余裕がないなど、現代においては健康的な食事を学ぶことが家庭内だけでは困難な状況にもなっており、また昔はなかったコンビニエンスストアやスーパーのお総菜など、出来上がった嗜好性の高い好きなものが簡単に手に入るようになってしまっています。忙しい現代社会においては、大変便

利な反面、加工された食品にばかり接するようになると、食材を提供してくれる1次産業の方の姿が見えなくなり、選ぶべき食材に関する知識や情報にも疎くなってしまっているのではないかと心配です。

自分も振り返ってみますと、自分がもともと食べることや料理が好きなことで、忙しい食事作りの場面で子供に時間を割いてまで料理を教える余裕がなく、親が全てやっちゃって、結局作るという経験を子供たちにさせることができないまま大人にしてしまったことを、今になって大変後悔しています。子供たちも作ることでの達成感や喜び、楽しみを学ぶ機会もなく、自分で作った料理を食べることも人に食べさせることもあまりなく、そのまま大人になってしまいました。食に関する知識や情報を身につけることができず、今後やはりこういう状態ではよくないと自分も感じているところです。ぜひ保育園や幼稚園でも食生活改善推進員の皆様の御活躍で、作る喜びや達成感を子供たちが幼少期の脳の発達に合わせて、五感をフル活用して体験できますよう、南国市の食育の取組にさせていただけるようお願いいたします。

その上で、その後の学校給食での食育の重要性も、今後ますます増してくるわけですが、その際重要なのが栄養教諭の存在です。小中学校の栄養教諭には、県の配置基準などがあるのでしょうか、どうなっているのかお答えください。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 高知県教育委員会小中学校課に確認したところ、県に独自の基準はなく、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定められている基準を参考とし、市町村との協議において決定するとのことでした。単独給食実施校では、児童生徒550人未満の場合は4校に1人、550人以上では1校に1人となっています。共同調理場の場合は、児童生徒数1,500人以下の場合は1人となっております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） 学校の規模によって掛け持ちが出るのは仕方がないのかなっていうところではありますが、市町村で協議をして決められるというなら、改めまして栄養教諭全校配置をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 食育を進める上で、栄養教諭の役割というのは大変大きいものがあります。これまでも全国市町村教育委員会連合会を通じて、全校配置を要望しております。

本市における栄養教諭の今年度の配置は、中学校1名、小学校6名です。配置基準は3ですので、国の配置基準は上回ってはいるものの、全校配置には至っていません。そのため兼務発

令を行い、十分とは言えませんが、給食また食育ができる体制は整えております。

昨年は1名、中学校に加配がありまして、給食指導を行うことによって残食率が目に見えて減少したという効果も生まれているように、いかに栄養教諭の配置が効果的かということを実感しております。学校給食は、単に栄養の摂取という意味だけでなく、将来にわたって健康な生活が送れるよう、食に関する知識と望ましい食習慣を養うための生きた教材であると考えておりますので、栄養教諭の役割は極めて重要であり、今後も継続して全校配置を要望してまいります。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） すばらしい御答弁ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

やはり常に接する関係づくりができていないと、たまに来る掛け持ちの先生の話っていうのは子供たちがやっぱり聞いてくれないという栄養教諭の先生からの言葉も聞いたことがあります。全校配置、現代社会においては生きるためにやっぱりどんな食を食べるべきか、いつも教えてくれる先生の必要性を感じております。食べなくてはいけないのかを理解できなかつたら、さっきおっしゃってた残食ですね、この残食率も下がらず、栄養になることもなく捨てられてしまうだけです。

以前、講演会で南房総市の教育長が残食の多さに驚き、栄養士に、あなたたちは残食を見越して栄養の計算をしているのかと言ったというようなエピソードがありました。正しい食習慣を身につけることは、今後ますます困難になると想像される場所ですが、食を学ぶということは教育の中でも最重要課題でして、人生を左右する大切なことでもあり、行政がそれを責任を持って教育するフェーズに来ていると感じています。ここまで食育のまちづくりの取組について、小浜市の食のまちづくりの例を交えてしてきました。せっかく全国に先駆けて取り組んできた南国市としては、今後どのような方向性が考えられますか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） これまで学校教育におきましては、教育指標の中心に食育を掲げて、子供たちの農業体験や生産者との交流、伝統食や防災食の調理体験などを積極的に進めてきたところです。また、学校給食では、全国に先駆けて地場産米の提供を始め、家庭用炊飯器による付加価値をつけた御飯の提供、地元産食材の積極的な利用を地道に続けてきております。さらに近年では、中学校給食の開始とともに始めたフェイスブックを使った情報発信や、市の広報

紙においての給食だよりの掲載をするなど、地域へ、そして市民全体への啓発活動も続けているところです。

今後、これらの取組により子供たちが成長する中で、食の正しい知識と選択する力や正しい食習慣を自然と身につけていけるよう、引き続き努めていくとともに、幼児期から中学校卒業後、成人、そして高齢になるまで、生涯にわたり食に関わる機会の創出を行っていきたいと思います。

南国市の食生活改善推進員さんは、先ほど保健センター所長が答弁しましたように、活発に健康食等の伝達を行ってくださっており、本当にその活動には頭の下がる思いです。

また、南国市の農家レストランも、南国市の旬の食材を使って、その素材のすばらしさ、おいしさを伝えていただいております、多くの方に親しまれ、喜ばれているところです。

南国市は、高知信用金庫さんの高知美食学プロジェクト、高知美食百選で金のテロワール賞も頂き、その食材の豊富さを認めていただいております。これら豊富な食材を活用し、おいしく健康につながる食事の啓発活動をあらゆる機会を捉え継続的に行っていくことで、南国市の食材のおいしさ、すばらしさを知ってもらい、南国市への愛着と郷土愛を育てていくとともに、健康長寿の町と言ってもらえるように食育を推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） 大変御丁寧な御答弁ありがとうございます。

まさに食材の宝庫である南国市が、これから先健康長寿の町にというふうに、食育を通して未来へ進んでいくという姿を市長に示していただきました。

いろんな取組がありますが、実際にはなかなかどこが統括をするのかという、担当課がどこになるのかというところや、専門的に誰がやるのかというのが決まっていないものもあり、取組には限界があるのかな、今の状態ではなかなかこれ以上難しいのかなというところも、私自身も思っているところではありますが、以前議会でも取り上げたと思いますが、配偶者を亡くした男性が奥様の後を追うように亡くなってしまうことが多い事例に関しまして、寿命中央値が67.3歳、家族がいて食事をする、家で食事をする、人と食べる男性だと寿命中央値が81.1歳、こうなるというデータがあります。ということは配偶者を亡くした男性が早く亡くなるのは、食に関しての知識や料理をすることに関して技術習得ができていない場合、生活習慣病になりやすいからではないかというデータがある。幼少期からの食育スタートと、生涯食育の大切さをここでも感じずにはられません。

南国市は、今までもずっと食育に関しましては先進事例をすばらしい取組をやってきております。実績もあります。市の方針として、市長のおっしゃったような情報発信、ブラッシュアップ、まだまだしていける力があると確信しております。市長もこの2期の市政の取組では、ものづくりサポートセンターや地域交流センターMIARE!、来春オープンする予定の図書館の建設など、目に見えるいろんな建物、事業をたくさんやられてきました。そろそろソフト面の充実、市民の生活の質の向上などにも着手していただきたい。そこは市長の発信力に大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

今後もフロントランナーとしての自負を忘れずに、子供たちには幼児期からの義務食育を推進、大人には生涯健康でウェルビーイングを感じられるような食育に取り組んでいただきたいと思います。私たちは日々生きていくために食事を取らなくてはなりません。食べるのには野菜やお米を作る農家さん、魚などの漁をしてくれる漁師さんや養殖業の皆さん、そして私たちの命になってくれる多くの動物の命、これを恵みとして与えてくれる環境、調理をしておいしい料理にしてくれる方、たくさんの命と御苦勞に感謝して、命をいただきます、ありがとうございますという意味でのごちそうさまと心を込めてお礼をし、感謝と敬意を払う食育であってもらいたいと思います。

実は食というのは、本当に生きるためにどうしても必要不可欠なもので、そこにいろいろな社会課題が関係してきています。逆に言うと、そこからいろいろな社会課題解決につながることもなりますので、ちょっと考えれば考えるほど奥が深く、もっと深く掘り下げることでもきそうなのですが、今回はこの辺にさせていただきたいと思います。

今回は女性の目線を入れて視点を変える話から始まり、イノシシの獣害、食育のまちづくりに関しても知ることで視点を変えて、従来の取組の課題解決を目指してみてもどうかということとで質問をさせていただきました。

各課それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（西本良平） 12番植田豊議員。

〔12番 植田 豊議員発言席〕

○12番（植田 豊） 12番、なんこく市政会、植田です。

通告に従いまして質問させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

まず最初に、既存公園を防災公園へということで、都市整備課長にお聞きします。

私ごとにはなりますけども、随分以前の話になってしまいますが、社会人として高知市内の

会社に勤めが始まり、高知市内を社用車での外回りの仕事でした。当時はコンビニもありませんし、大型駐車場を擁した量販店も多くはありませんでしたので、休憩や用足しは町内単位であったと思われる大小様々な公園でありました。懐かしくもあり、何かと利用させていただきました。その公園が、公園愛護メンバーの高齢化や人数減少で除草や清掃が追いつかない例が増加していますと10月28日の高知新聞に載っていました。結果として、草ぼうぼうで公園として利用したくてもできない状態のようです。

そこでお聞きします。

南国市内にも大小様々な公園があると思います。市の管理されている都市公園、一般公園、広場、児童遊園地、緑地等、種類別にお答えください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 現在、都市整備課で管理をしている公園は、都市公園が4か所、都市公園に指定していない一般公園、広場が140か所、児童遊園地が13か所、緑地が30か所、合わせまして187か所となっております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

それでは、さきの新聞内容にもありましたように、管理が十分でなく、市民の利用が難しい公園数をお答えください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 御質問の公園に草木が生い茂り、利用が困難となっている状況についてでございますが、今年度におきましては市内187か所の公園のうち、市民の皆様から40か所の公園に対しまして通報が寄せられており、本市としてはこれらの公園を利用に支障が生じた公園と認識しているところでございます。

なお、この背景といたしましては、近年の異常気象により、草木の成長が例年以上に早まっていることが大きな要因であろうと考えております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） 詳しくありがとうございます。

その公園管理が不十分な公園の今後の対策をどのようにされるつもりか、お答えください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 当面の対応といたしましては、委託先への除草回数の追加依頼に加え、雑草の繁茂が特に著しい公園を優先して民間業者へ単発で発注することで、可能な限

り利用できない期間が生じないように努めてまいります。

中間的な対策といたしましては、公園ごとの利用頻度や地域からの要望を踏まえ、めり張りのある発注方式への移行を進めるとともに、除草費用を見込んだ予算の確保に取り組んでまいります。

また、長期的な改善策といたしましては、防草シートや砂利舗装など、雑草の発生を抑制する工法の導入による将来的な維持管理コストの縮減に加え、ボランティアや企業との協働による管理参画の促進など、複数の観点から検討を進めてまいりたいと考えております。

引き続き公園が市民の皆様にとって安心・安全に利用できる場であり続けるよう、適切な維持管理に努めてまいります。以上でございます。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

南国市内にも少なからず管理が十分でなく、管理がなかなか大変だというお話につながっていかうかと思えます。防災公園で検索すると、災害に強い設計で耐震性がある、不燃性が高いこと、高台にあることなどが特徴、広大な敷地は避難者の収容や救援物資の配給基地としての機能、臨時ヘリポートの確保、地元自治会の防災訓練も実施が可能とされる、仮設トイレや井戸水給水設備、ソーラー照明などの防災設備も備えています等々、公園の様々な災害対応設備機能が挙げられています。

そこで提案です。

既存公園を可能な限り防災公園機能を持たす公園にしてはどうでしょうか。平時より地元自治会の防災訓練等でも使ってもらえれば、最低限の公園管理は維持できると考えます。防災機能を全て満足するような公園は無理なので、地元自治会の防災訓練等で使ってもらう公園、つまり具体的にはかまどベンチの設置、断水を想定して防災井戸の設置を、そんな公園を造ってみてはどうでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） まず、本市におけるかまどベンチの設置状況につきましては、旧農協病院跡地の住宅団地の中にある吉田前2号広場に1基、篠原土地区画整理事業地内にある篠原地区1号街区公園に2基、さらに篠原地区2号街区公園に1基と計4基を設置しております。なお、篠原地区の2つの街区公園につきましては、本市が整備をし、都市整備課のほうで管理をしておりますが、吉田前2号広場につきましては、住宅団地の開発の際に民間事業者が整備した公園でございまして、現在は都市整備課のほうで管理をしております。また、防災

井戸につきましては、篠原地区1号街区公園と篠原地区2号街区公園にそれぞれ1基ずつ、地元自治会より設置をされておる状況でございます。

なお、議員のお尋ねの今後かまどベンチや防災井戸の設置という公園を増やしていただけないかというようなお考えでございますが、先ほど事例として申し上げました篠原地区の街区公園につきましては、整備計画の策定段階から地元自治会や防災会より、いざというときに地域住民が集まれる防災機能を備えた公園にしてほしいとの御意見が寄せられておりました。これを踏まえまして、公園内には防災井戸や防災倉庫、かまどベンチなどを配置をした防災ゾーンを整備したところでございまして、現在では防災会等による定期的な防災訓練の場としても活用されております。このようにかまどベンチをはじめとする防災機能を公園に導入するに当たりましては、行政が一方的に整備を進めるのではなく、地元住民の皆様からの御提案や地域の実情を十分に踏まえ、地域の防災力向上に実効性のある内容となるよう検討を重ねていくことが重要であると考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

さきに新聞に載ったような公園をなくすためにも、日常的に公園の継続的な利用がどうしても必要だと考えます。先ほどお答えもいただきましたけど、かまどベンチ、防災井戸等の公園を増やしていただく計画、予定はありませんでしょうか、改めてお聞きします。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 今後につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、行政が一方的な、ここに造りたいというだけで進めていくのではなくて、やはり地元住民の皆様から御意見を拾い上げていき、それを十分に踏まえまして実効性のあるような防災公園を造り上げていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

防災公園は、防災力を向上させるために重要であり、ふだんの憩いの場所でありながら、非常時には命を守る避難場所として機能しますし、公園管理の面からも有効です。一石二鳥の効果があると私は考えています。どうぞよろしくお願ひします。

次に、土のうステーションについて、危機管理課長にお聞きします。

土のうステーションとは、地域住民や関係団体が災害時に使えるように、自治体が設置する土のう防災止水用の袋の置場のことです。南国市には土のうステーションが用意されています。

か、またその場所を教えてください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 土のうステーションにつきまして、地域住民等の利用が可能な土のう置場は設置はしておりませんが、本市の応急対策用として市内の3つの事業者と災害時における土のう等の供給に関する協定を締結し、必要に応じて土のうを確保する体制を整えております。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

南国市内には、業者さんの敷地内にはあるとのお答えでしたが、それではあまり意味がないと思います。特に河川の氾濫時は、瞬く間に水害は迫ってきます。土のうを積み上げないといけない状態になっても、土のうの置場まで距離があり、時間がかかってしまうと意味がありません。市民の方が土のうを持ち出して家屋などの浸水対策にすぐ使える場所にあるのが必須条件です。

そこで、土のうステーション設置場所の確保や、土のうそのものを市民の方が一定条件さえクリアすれば持ち出せる、設置の場所とルール等を決めておかなければならないと考えます。土のうの利用に当たっては、地域ごとのルールがあり、例えば善通寺市の場合は消防本部の土のうステーション、置場があり、24時間持ち出し可能ですが、事前連絡が必要で、一度に持ち出せる数に制限があります、20個まで。使い終わった土のうは返却不要ですが、各家庭で保管と管理を行わなければなりません等々のようです。

土のうステーション、あるいはルール等についての今後の計画をお聞きします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 議員御指摘のとおり、住民の方々が土のうを必要とする場合につきましては、時間的ないともがないことが想定されます。土のうステーションを設置するとした場合、どこに設置することが効果的か検討し、また管理方法やルールの設定について、御紹介いただきました善通寺市の例をはじめ、他市町村の事例を参考に検討してまいります。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

土のうステーションは、地域の防災対策の重要な拠点に設置される場合が多く、災害時の迅速な浸水対策を支える重要な役割を果たします。事前に対策、用意しておかなければ減災につ

なりません。早急に土のうステーション設置計画と使用条件、ルールの作成をお願いいたします。

次に、新総合防災情報システム導入後の状況についてお聞きします。

新総合防災情報システムSOBO-WE Bは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、災害発生時に災害対応機関が被災状況などを早期に把握し推計し、災害情報の全体像を客観的に捉えることができるシステムで、多岐にわたる情報の収集、集約、共有を全国一律で行い、国と自治体が連携した災害対応を強化するものです。

私としては、本年6月議会でシステム導入の質問をさせていただきました。そこで、本市南国市として、現時点、12月までに6か月たちましたが、どのようなシステムのどのような部分を導入し、どんな活動をされたかをお聞きします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 内閣府により運用が開始されております新総合防災情報システムSOBO-WE Bにつきましては、本市におきましてもアカウントを取得し、基本的に全ての機能がインターネット端末で使用できる状態となっております。現時点でこのシステムを使用する必要があるような災害は、幸い本市では発生しておりませんが、他の自治体で発生した地震災害や大雨災害時の状況をシステムを通じて確認するなどしております。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

このシステムの主な特徴としては、ウェブ画面で地図情報を利用者自身が操作して、複数の災害情報を同時に表示できる点や、映像を含む多様なデータを登録、活用できる点が挙げられます。これにより被害の全体像を把握し、迅速な意思決定支援や復旧計画の策定がしやすくなります。このシステムを導入し使いこなすには、かなりのトレーニングと専任担当者の必要性を感じます。そこで、この多機能システムのどの部分の機能を重点的に南国市は導入されようとしているのか、お聞きします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本システムは、災害対応に当たる関係機関が共通の全体像を把握し、状況認識を統一することで迅速な意思決定や応急対応を実施することを目指すものです。先ほど答弁いたしましたとおり、本市ではこのシステムの機能は全て使用できる状態ではありますが、植田議員御指摘のとおり、システムの操作も含めて集約された情報から全体像をつかみ、課題を抽出することには相当の訓練が必要です。

10月26日に実施いたしました災害対策本部運営訓練では、まさにこの状況把握と課題抽出をテーマとして実施いたしましたが、本システムにつきましても訓練に取り入れ、特に状況把握と本市の被害状況の発信について機能を生かせるように取り組んでまいります。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） それでは次に、専任担当者の配置の予定をお聞きします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市の災害対策本部組織では、被害状況の集約や発信については本部活動統制チームが担うこととなっております。本システムを使用した情報収集、発信についても、本チームを中心に実施することとなりますので、訓練を通じてシステム操作の習熟に努めてまいります。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

このシステム構築の背景には、内閣府が中心となり、防災デジタルプラットフォームの中核を担い、全国規模での防災対応力向上を目指すものです。国と地方自治体の一体的な災害対応を支援する最新の情報基盤システムです。本市南国市としても、この新総合防災情報システムを最大限活用する必要があると思います。

被害想定は、西日本を中心に強い揺れや巨大津波によって多大な人的、物的被害が予測され、死者は数十万人規模に達する可能性があると言われております。南海トラフ巨大地震が来たときに被害を最小限に抑える事前準備、備えをしておく必要があります。引き続きのトレーニング、訓練、人材の補強も併せて長期的な計画で取組をお願いいたします。

次に、Live119導入について、南国消防長にお聞きします。

Live119は、119番通報時に通報者のスマートフォンを使って映像をリアルタイムで消防指令センターに送信し、音声だけでは伝わりにくい火災や事故、傷病者の状況を詳しく確認できる映像通報システムです。Live119は、四、五年前から全国的に順次導入され、多くの自治体で開始されています。現時点で高知県内市町村の導入実績をお答えください。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 現在のところ、県内15消防本部中、導入済みが1本部、導入を検討している消防本部が1本部となっております。

また、全国的に見ますと、令和7年8月末時点で720消防本部中、210消防本部が導入しております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） 詳しくありがとうございます。

高幡消防組合消防本部では、2023年11月9日からL i v e 119の試行運用を開始、土佐清水市消防本部は昨年2024年7月から本運用を開始、須崎消防本部も導入しています。少しシステムが異なりますが、高知市ではN e t 119緊急通報システムとして、聴覚、言語に障害のある方がスマートフォンから音声通話に頼らずに119番通報できるシステムを導入しています。こちらは、2019年11月から運用を開始し、高知市に限定した対象ですが、聴覚障害者支援の一環として重要な役割を果たしています。

以上のように、高知県内の主要本部を中心に導入が進んでいます。さらに、昨年、令和6年、L i v e 119の機能が大幅にバージョンアップしています。状況に応じて選択できる機能で、119番通報への的確な対応を支える機能です。一口に119番通報といっても、例えば交通事故の現場の場合は、単独か多重事故かによって、現場が町なか、郊外、山間部かの事故発生の場所によって、必要な装備の判断が全く変わってきます。緊急の場合は、早急な応急処置方法を通報者へ指示しなければなりません。心肺停止の場合は、A E Dの置いてある場所の確認が即座に必要です。山岳救助の場合は、遭難者の位置情報が必要等々、様々です。このような緊急通報の状況の中で、このバージョンアップされたL i v e 119を使えば大幅に適切な対応が可能とされています。

そこで質問です。

幾つかの事例を挙げていただき、バージョンアップされたL i v e 119のこの機能を使えば、このように適切な対応ができますとお答えください。傍聴されている方にも、L i v e 119の有用性が分かっただけますようにお答えいただけるとありがたいです。お願いいたします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） このシステムを使用するために必要なアプリ等を事前にダウンロードする必要がなく、119番通報時に指令職員がL i v e 119を必要と判断した場合にのみ通報者へショートメッセージを送信いたします。通報者は、届いたURLからL i v e 119を起動し、映像通話を開始いたします。分かりやすい例としましては、心肺蘇生法や窒息による異物除去が必要な通報において、動画を見ながら通報者への応急処置の方法を口頭指導することが可能で、レーザーポインター機能を使うと胸骨を圧迫する部位やA E Dのパッドを装着する位置を示すことも可能です。また、事故現場の状況を事故発生時から入手することが可能で、救助、救急車両の状況、必要な装備の判断が迅速に行えらるとともに、応援要請をしたドクターカー等、

関係機関との映像の共有も可能となります。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） 本当に詳しく御説明いただきまして、御答弁いただきましてありがとうございます。

少し話は違いますが、消防指令センターが各地で高機能化や共同運用による強化が進んでいます。本市南国市でも、昨年令和6年度に高機能消防指令システムや消防救急デジタル無線の更新事業を完了し、これにより指令センターのさらなる高度化と迅速な消防救急対応が期待されるようになりました。このようにシステムの面では最新機能が配備されました。

そこで質問です。

本市において、先ほどのL i v e 119の導入予定時期、通報者と指令センター対応職員間の広範な伝達や意思疎通が必要ですので、職員の方のL i v e 119システム運用の研修予定についてお聞きします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 指令職員が判断し、L i v e 119を使用する事例としましては、出動から現場到着までに時間を要する場合と、事故等における現場の詳しい状況が必要な場合が考えられます。取扱業者に問い合わせますと、半年間は費用がかからず実証実験を行うことが可能ということなので、来年度、当消防本部で実証実験をさせていただき、どの程度ニーズがあるのか、現在の指令職員の人員で操作が可能であるのか、まずは検証を実施したいと考えております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） できるだけ早期のL i v e 119の導入をお願いしたいと思います。よろしくお聞きします。

次に、NACOバスのバス停にベンチと屋根の設置を企画課長にお聞きします。

公共の足とは、地域住民や訪問者の移動手段としての公共交通や代替交通サービスを指し、特に地方や交通空白地域での重要な課題となっています。バスの必要性は、地域住民の生活の足として非常に重要です。特に車を持たない高齢者などにとっては、バスは不可欠な交通手段であり、地域の移動需要や生活の質を支えています。公共の足を南国市の場合はNACOバスが担っています。

そこでお聞きします。

NACOバスのバス停が何か所あって、バスを待つための待合、待つための椅子は何か所あ

りますか、さらに風、雨よけ等の屋根は何か所設置されていますか。また、その状態、形態についてお答えください。例えば、何人がけの椅子が設置されていますか等です。よろしく願いします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） NACOバスのバス停は、上下線合わせて181か所あり、そのうちベンチと屋根を備えたバス停が8か所、ベンチのみが4か所となっております。

ベンチと屋根を備えたバス停は、高知医療センターや高知大学医学部附属病院、JA高知病院、また後免町や前浜車庫など、各バス路線の起終点到5か所、その他の場所で3か所となっております。

また、ベンチのみのバス停につきましては、設置時期や経過が不明であります。二、三人がけのベンチが設置されているところが3か所、地元負担をいただいた上で地元が管理する条件で市が設置したところが1か所となっております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

多くのバス停は、屋根も椅子もなく立った状態でバス待ちをしている様子が目に浮かびます。

次に、NACOバスを利用されている年齢層別を把握されてるデータの中でお答えください。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） ICカード「ですか」の記名式発行の今年4月から10月までの利用データの主なものとなりますが、10歳代が約11%、60歳代が約10%、70歳代が約21%、80歳代以上は約30%となっており、60歳代以上の方の利用が全体の約6割を占めております。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） 想像していたとおり、高齢者の方がほとんどで、小学生児童も少ないですが、利用していることが分かりました。

近年の夏場の長い猛暑日が続いている状態の中の暑さ対策や、冬場の寒さの中、雨の中等々、大げさではない劣悪な自然環境の中でバスを待つことは不可能です。そこで、計画的に椅子、屋根、風よけ対策等の防風ネットや防風フェンスの設置の検討をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） ベンチや屋根を備えたバス停を設置するためには、設備を設置する

スペースが確保されており、道路管理者の許可が得られるという前提の上で、利用者の増加が見込まれる場合に検討したいと考えております。

一昨年、屋根の延長5メートル、二、三人がけのベンチがついたバス停設置の見積りを取った経過がありますが、300万円を超える見積額となっており、設置場所の地下に埋設物等がある場合にはさらに高額になると思われ、費用対効果の検討は必要であると考えております。

本市としましては、現在実証運行中ではありますが、平野部でのデマンド交通を運行しており、ドア・ツー・ドアで目的地まで移動できることから、NACOバスの利用とともにデマンド交通の利用を進めたいと考えております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） NACOバス停に屋根やベンチがあることは、利用者の快適性や利便性の向上に直結します。雨の日や暑い日でも、待つときに体を守り休憩できる環境は、バス利用を促進すると同時に、地域住民の満足度を高める効果があると考えます。住民からは、雨や日差しの中で待つのがつらい、ベンチと屋根があれば買物などに出かけやすいというような話も聞きます。NACOバスの利用が少しでも多くなることも考えられますので、何とぞよろしくお願いします。

以上で本議会の私の質問を終わらせていただきます。御丁寧な御答弁ありがとうございます。

○議長（西本良平） 8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） 議席番号8番、日本共産党の杉本理です。

まず最初に、12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震で被災された皆様に、遠く高知県南国市からではありますが、心よりお見舞いを申し上げます。

本市においてもドラッグストアなどでは早速飲料水の箱売りが多数見られるなど、改めて防災への意識を引き締めることにもなっているなど感じているところです。今度の地震では、後発という新しい言葉も出てきましたが、こういった様々な知見が今後の本市の防災行政に生かされるよう願っております。

さて、今議会の一般質問として、次の4項目を総括方式で質問いたします。

1番目は、連続テレビ小説「あんぱん」を生かした観光施策の成果と今後について、2番目は新図書館の建設契約と職員体制について、3番目は入札・契約の透明化、そして最後4番目はこども家庭センター設置の成果と今後の課題について、順次お伺いをいたしますので、それ

ぞれ答弁よろしくお願いたします。

まずは、観光分野について商工観光課長にお伺いをいたします。

春から約半年間放映されていた連続テレビ小説「あんぱん」が少し前に終わりました。最終日のシーンなどは、SNSのXなどでもたくさんアップされ、夫妻の人柄や俳優の演技力などへの思いにあふれたツイートがたくさんされておりました。私もそういったXの写真を見るだけでも涙が浮かんでしまったほど、本当に感動的なシーンだったなというふうに思っています。

本市においても、JR後免駅前の観光駐車場などは、特に土日は県外ナンバーの車両でいっぱいになる日も珍しくなく、またそのシンボルロードでは夫婦や子供連れで歩く姿が多く見かけられ、私自身もこんなに市外、県外の方から来ていただけるんだなとうれしく思いました。ただ、こういった熱というのは、熱しやすく冷めやすいものです。南国市議会の一般質問においても、当初多くの議員が質問しておりましたが、今議会では少し寂しいものだなと思います。必要に応じて質問をするわけですから、特に同僚議員の皆さんを責めるつもりではないんですけれども。

それで、県内でも「龍馬伝」や「らんまん」の放映後、関係者の皆さんが観光客の緩やかな減少に努められてきたことと思います。今後本市においても同じように、いかに緩やかな減少になるような頑張りが必要になってくるかと思えます。

そこで、課長に質問ですが、今年度の本市への来訪者数や、それから経済効果などの目標数値、そして達成状況などを教えていただけますでしょうか。また、この間様々な取組をされてきたかと思いますが、今後の取組について今年度と来年度以降について、どのような施策を講じていく予定なのか、来年度については予算も取っていない段階であり、なかなか言いづらいものもあるでしょうが、構わない範囲でお答えいただけたらと思います。

次に、図書館についてお伺いをいたします。

今議会初日の市政報告にもありましたが、新図書館のオープンがいよいよ近づいてまいりました。どのような図書館になるのか、とても楽しみなのと同時に、11月には臨時議会を2回も開催するという事態にもなりました。報道では簡単に議決事項が書かれていますので、市民の皆さんはあれをみただけではよく分からないと、少し不安に思うところもあるのではないのでしょうか。今回は、まずそのことを取り上げたいと思います。

このことは既に議決されていることであり、何もそれをひっくり返そうという意図は私にはありませんが、やはり定例会で一般質問という場でじっくりとやっておく必要はあるかなと思ひまして、何点か質問をさせていただきます。

11月に2回開かれました臨時議会ですけれども、最初のほうの臨時議会で提案される予定でしたが、市長から取下げの表明があり、改めて2回目のほう、443回臨時議会におきまして市立図書館建設工事建築主体工事請負契約を変更する契約の締結が議決されました。今回の変更の契約の締結の議決は、かなり多くの変更項目をセットにして提案がされました。議員への議案勉強会の際、不明点や疑問点が多く出され、紛糾する事態ともなりました。ただ、この勉強会そのものは市民には公開をされておられませんので、改めて変更協議が遅れた理由と完成間近となったあの時期での提案になぜなってしまったのか、御説明をお願いいたします。

また、今回のようなことが今後発生しないために、どのような取組を庁舎内でされているのでしょうか。今日現在までの取組と今後の再発防止策についてお伺いをいたします。

次に、工期についてですが、9月議会での西内議員への答弁で、生涯学習課長はこのように答弁をされております。予定どおりの工期で進んでいるが、追加の費用が発生する見込みだというふうに述べられています。

そこで、お伺いをいたしますが、その9月議会での答弁に変更はないのか、そして予定していたスケジュールで完成したのかをお伺いをいたします。

次に、今議会では議案第12号として南国市立図書館設置条例が提案がされています。市長の提案理由、今回の議会の初日に述べられましたが、改めてどのような条例案なのか、御説明願います。議員向けには12月2日付で総務課長より設置条例についての文書が出されておりますので多少は分かりますけれども、その文書に触れていただきながら説明をお願いできたらと思えます。

また、その議案第12号では、21条と22条において任務分担や職名などが掲載されております。職員の数などは、私も以前質問いたしましたし、同僚議員より何度も質問がされておりますが、いよいよオープンが迫ってまいりましたので、どのような身分の方が何名配置されるのか、またそれぞれ司書は何名になるのか、そしてその司書を今後増やしていく予定はあるのかをお聞きいたします。

次に、3番目といたしまして、入札・契約の透明化についてお伺いをいたします。

県内のある自治体において、入札、契約に絡んで市長と議員が逮捕される事態となりました。他市のことでありますので、ここでそのことに詳しく触れるつもりはありませんが、南国市は大丈夫なのか、きちんとやっているのだろうか、先ほどの新図書館のこともありますので、今回質問をさせていただくことにいたしました。

市役所の契約では、随意契約、一般競争入札、そして指名の競争入札、そして企画競争、い

わゆるプロポーザルがあると私は認識をしておりますが、財政課長のほうから本市の契約、入札の流れについて御説明をいただきたいと思います。

最後4番目について、こども家庭センターの設置の成果と今後の課題についてということで質問をさせていただきます。

昨年4月より保健福祉センターの施設内にこども家庭センターが新設されました。保健福祉センターの藤宗所長がこども家庭センターの所長も兼務されるという形で始まり、1年半ちょっとがたちました。所長においては、2つの課長職の兼務が続いていることになり、御苦労が絶えないことと思います。例えば、今までであれば児童相談所などは少し距離を感じたりですか、抵抗がある保護者の方も多いと思いますが、こども家庭センターという市役所の部署の一つということであれば、やや身近に感じる方も多いのではというのは設置される前から言われていたことと思います。

そこで、まずセンター所長にお伺いしたいのは、改めてセンター設置の経緯を、設置前の法律改正などにも触れていただきながら御説明をいただけたらと思います。

次に、こども家庭センターというのは必置、必ず置かなければいけないのか、必置でなければ全国や県内ではどの程度設置をされているのか、教えていただけますでしょうか。

次に、設置以後の成果、現状についてお伺いをいたします。

最近では行政においても民間などと同じように数字での目標などを掲げることが多くなっておりますが、例えばそういう数字などがあれば、示せるものがあれば出していただけたらと思います。

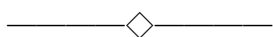
次に、こども家庭センターですけれども、今後の課題について所長が考えるようなところがあれば、どのようなものがあるのか、所長の見解をお伺いいたします。

以上で1問目といたします。それぞれ御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（西本良平） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時47分 休憩



午後1時 再開

○議長（西本良平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉本理議員の一般質問に対する答弁を求めます。商工観光課長。

〔山崎伸二商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（山崎伸二） 杉本議員の連続テレビ小説「あんぱん」を生かした観光施策の成果と今後についての御質問にお答えいたします。

連続テレビ小説「あんぱん」を生かした観光施策の成果につきましては、市としては連続テレビ小説を生かした南国市観光施策推進事業において、K P I を3点設定しております。

K P I の1つ目は、南国市観光主要施設入り込み数でございまして、市内主要4施設、西島園芸団地や道の駅南国風良里、県立歴史民俗資料館、海洋堂SpaceFactoryなんこくの入り込み数の合計になりますが、この入り込み数の目標値を58万3,000人としております。入り込み数については、県の市町村観光地入り込み調査などでは暦年で集計しておりまして、1月から10月末までで46万6,662人で約80%の達成率となっております。このペースで12月末まで推移した場合、約56万人となりますので目標値には届きませんが、平成22年以降で最も高い平成27年と同等か少し上回るレベルとなる見込みです。

なお、年度ベースの場合、4月から10月末までの入り込み数が34万5,007人で、達成率約59.1%、このペースで3月末まで推移すると約59万人となり、目標値58万3,000人を上回る見込みとなっております。

K P I の2つ目は、南国市、香美市、香南市の3市の観光総消費額でございまして、目標値は85億7,000万円と設定しております。4月から10月末までの実績が43.4億円、達成率は50.6%となっております。このペースで3月末まで推移した場合、約74.4億円となりますので目標に届かないところとなっておりますが、11月も観光客が多かったとお聞きしておりますし、年末年始も控えておりますので、引き続き状況を注視していきたいと思っております。

K P I の3つ目は、観光ガイド利用者数でございまして、目標値は1,200人と設定しております。南国市観光案内の会や事務局を担う南国市観光協会の努力と、物部川DMO協議会のセールス活動による団体誘客の効果もあり、4月から10月末までで1,329人、達成率は110.7%となっております。11月以降も利用申込みはいただいているとお聞きしております。

続きまして、南国市、香美市、香南市の3市長が共同代表となって実施しております物部川エリアでの観光博覧会におけるK P I の状況について説明をさせていただきます。

K P I の1つ目は、中核エリアへの来場者数でございまして、来場者数をカウントする施設は、香美市はやなせたかし記念館、南国市は海洋堂SpaceFactoryなんこく、香南市は絵金蔵の3施設としております。目標値は3施設合計で24万3,000人としているところですが、3施設とも昨年を超える来場者数となっており、4月から10月末まで24万3,760人、達成率は100.3%と、目標を超えている状況となっております。

K P I の 2 つ目は、物部川エリアでの滞在に対する満足度でございます、目標値はウェブアンケートで満足度を10段階評価で6以上と回答した割合が85%以上としております。4月から10月末までにいただいた回答のうち、94.8%の方に6以上の評価をいただいております、さらに10段階中8以上の好評価の割合も80.9%と高い数字となっております。

K P I の 3 つ目は、物部川エリアでの観光消費額でございますが、これは先ほど述べました市の2つ目のK P I と同じ内容でございます。

続きまして、今後の取組につきましては、市としては今年20日には南国市商工会館でやなせスタジオの越尾社長をお招きして、やなせたかし先生御夫妻とのエピソードなどを語っていただく「ごめんでありがとう座談会」を開催いたします。

また、物部川エリアでの観光博覧会の取組として、来年1月11日には海洋堂SpaceFactoryなんこくを会場に、ものべすとお笑いステージを開催いたします。「ごめん」や「ありがとう」にちなんだギャグを持つお笑い芸人のU字工事さんやパンサーの尾形さん、ジョイマンさんをお招きしてのお笑いステージなどを予定しております。

また、観光博最終日となります来年2月8日には、やなせ先生への感謝や顕彰の思いを込めて、香美市でクロージングイベント、「ものべすとサンクスデイ～やなせさんのキャラクターと一緒に楽しもう！～」を開催する予定です。イベントでは、やなせ先生が地域のために生んでくださった県内外のキャラクターの着ぐるみが一堂に集まって、キャラクター紹介やグリーティングなどを行う予定にしております。

同日には南国市においても、ごめんの軽トラ市やごめんteteマルシェが開催予定でございます、その中で「ハガキでごめんなさい」表彰式が開催予定です。今回は特別賞として、やなせスタジオの越尾社長が選ぶやなせたかし賞に加え、連続テレビ小説「あんぱん」に出演された南国市出身の瞳水ひまりさんと香美市出身の樫尾篤紀さんのショーを設けており、お二人には受賞作品を選んでいただくことになっております。今月以降もイベント等の開催を進めておりますので、多くの方に足を運んでいただけたらと思っております。

また、令和8年度の観光の取組としましては、連続テレビ小説「あんぱん」放映を契機に整備、磨き上げを行いましたキャラクターや観光資源、音声ガイドツアーや観光ガイドなどのソフト事業等を継続活用し、やなせたかしが育った町としてのブランディングを生かした広報及び誘客事業を展開してまいりたいと考えております。

また、南国市には、紀貫之や国衙跡、長宗我部元親や岡豊城跡、国分寺や禅師峰寺とお遍路、戦争遺産としての掩体群など、貴重な歴史や文化もあるところでございます。来年1月からの

NHK大河ドラマは豊臣兄弟ですので、長宗我部元親の登場が期待されます。県立歴史民俗資料館でも長宗我部元親関連の企画は検討されておりますので、市としても連携して取り組んでまいりたいと考えております。また、国内外に高い知名度を有し、大きな情報発信力を持つ海洋堂の関連施設でもある海洋堂SpaceFactoryなんこくの展示リニューアルも計画しておりますので、物づくりの町としての面も生かしていきたいと考えております。

高知県では、来年度を「どっぷり高知旅キャンペーン3rdシーズン」として、連続テレビ小説「らんまん」や「あんばん」のレガシーを最大限活用し、ドラマが生まれる場所高知を前面に打ち出した観光誘客を進めていくとのことですので、県の観光キャンペーンなどと連携して、南国市や物部川エリアの観光情報等を引き続き発信してまいりたいと考えております。

また、来年秋には「よさこい高知文化祭2026」が開催されます。例年11月に開催される「土佐日記門出のまつり」について、文化祭事業の取組の一つとして市と国府史跡保存会等が連携して進められているところでもあります。物部川DMO協議会には、これらの取組や観光情報を国内外の旅行会社等へ旅行プランとして引き続き積極的に売り込んでいただきたいと考えております。連続テレビ小説放映後につきましても、これらの取組によって国内観光客とともにクルーズ船等を含めた外国人観光客の誘客も図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

〔前田康喜生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（前田康喜） 議員から御質問がございました新図書館建築主体工事の変更協議が遅れた理由、工期期日直前での議決になった理由についてお答えいたします。

今回のようなことが起こった原因についてですが、建物本体工事につきましては、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事と分割して発注を行っております。各工事において変更が発生した場合には、設計業者が取りまとめを行い、設計図に反映させた上で協議を行っております。また、他市町村でも新図書館が開館し、様々な情報が入ってくる中で、本市の図書館をより使いやすい施設にするために、利用者の利便性が向上するために、機能的と判断したものについて変更を行ってまいりました。その関係で変更箇所の取りまとめ、変更金額を取りまとめるのに時間がかかったことが要因と考えます。

また、今回につきましては工事監督職員に契約変更時の原則の徹底ができていなかったのも要因の一つであったと思います。

続きまして、工期内に工事が完成したのか、新図書館での運営体制と図書館設置条例の全部

改正の内容について、また今後の司書増員の予定についてお答えいたします。

まず、工期につきましては、令和7年11月28日までとしておりましたが、予定内に工事は完成しております。そして、運営体制につきましては、現在10名の職員で図書館を運営しておりますが、新図書館では司書を3名増員し、13名体制で運営を行うように予定しております。

また、図書館設置条例の全部改正の主な改正内容につきましては、新図書館の通称に関する規定の追加、指定管理者の指定に係る規定の見直し、集会室利用に係る規定の追加、損害賠償に係る規定の追加、図書館協議会の機能に係る規定の追加になります。

職員及び職務については、条例第21条及び22条に記載がありますが、実際の内訳としましては司書の資格を持った館長1名、司書8名、その他の職員、これは事務職員のことでありますが4名、つまり司書の資格を持った職員9名と資格を持たない事務職員4名にて、新図書館「ごめんちあ」の運営をスタートさせたいと考えております。

なお、今後の司書増員の予定につきましては、開館当初には司書資格を持つ職員9名で運営を始めてみて、不足する場合には増員を検討することになるかと思えます。以上です。

○議長（西本良平） 住宅課長。

〔松岡千左住宅課長登壇〕

○住宅課長（松岡千左） 議員御指摘の件につきましては、契約変更時の原則の徹底が困難であったことが理由の一つにあるかと思われます。

当初設計から変更する必要が生じた場合、本来はその変更の可否について事業者と協議を行い、協議に基づいて意思決定を行い、変更可になってからの着手の指示が原則です。予算執行課と工事監督課が同一の場合は、意思決定過程に擦れ違いは生じにくいのですが、建築工事の場合には予算執行課と工事監督課が分かれるため、それぞれの認識が食い違った結果、必要な手順が漏れるリスクが高まってしまいます。

さらに、今回につきましては、よりよい建物を建てたいという思いから建築技師なりに対応しようとするあまり、意思決定過程より現場判断を優先してしまった可能性はあります。そのため予算執行課にも原則の周知が必要であると考え、11月6日に課長会が開催されましたので、予算執行課の所属長の責任において留意すべき内容として、議決を必要とする契約変更に関する留意点の説明を住宅課長より行いました。

あわせて、工事監督課の職員には、現場判断をいかに原則へ反映していくかの再確認が必要と考え、11月26日の南国市建設事業等連絡調整会において、議決を必要とする契約変更に関する留意点を中心に、設計変更や契約変更時の諸手続の流れについて、財政課長より説明を行い

ました。

今後とも工事に携わる職員に対し、契約変更に関する手順の遵守の徹底を指導するとともに、その手順が地方自治法第2条第14項に定める、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定の達成のために必要なものと認識できるよう、コンプライアンス徹底の意識醸成を図り、既にその周知の取組は実施いたしましたが、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 財政課長。

〔溝渕浩芳参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 入札、契約の透明性を確保する本市の取組について答弁させていただきます。

本市の契約事務につきましては、南国市財務規則等に基づき行っておりまして、建設工事を例に取って御説明させていただきます。

契約の相手方を決める方法といたしましては、入札によるものと随意契約によるものがございます。工事の請負であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、200万円未満であれば入札によらず随意契約により契約相手方を決定することができます。ただし、予定価格が30万円を超える場合は、南国市財務規則では2者以上から見積りを提出していただき、契約の相手方を決定するようになっております。現在は南国市随意契約ガイドラインに基づきまして、3社以上から見積書を提出いただくようにしております。

次に、入札により建設工事の契約相手方を決定する場合でございます。

入札を適正に行うための具体的なルールや基準でございますが、南国市競争入札心得、南国市制限付き一般競争入札実施要綱、南国市制限付き一般競争入札実施要綱実施基準、南国市指名基準に定めております。これらの心得、要綱、基準につきましては、南国市のホームページに掲載し、公表しております。

本市が行う入札に参加するためには、競争入札参加資格申請書を期限までに提出していただく必要がございます。また、南国市内に本店がある市内事業者は、経営規模等評価結果通知書の総合評価値等によりましてランク分けを行っております。入札参加資格のある事業者は、入札参加資格者名簿として市内事業者のランクづけも併せてホームページで公表しております。

次に、入札につきましては、一般競争入札と指名競争入札がございます。

一般競争入札につきましては、本市では通常土木一式工事の入札において行っております。

南国市内には各ランクごとに土木一式工事を施工できる事業者が一定おりますので、入札参加者を市内業者に限った制限付き一般競争入札を、南国市制限付き一般競争入札実施要綱、南国市制限付き一般競争入札実施要綱実施基準に基づき、行っております。

指名競争入札につきましては、南国市指名基準に基づき、各ランクが参加できる工事の予定価格や指名する業者数を決定しておりますし、1,000万円以上の工事、500万円以上の物品の購入、200万円以上の業務委託につきましては、副市長を会長として、教育長、財政課長、建設課長、農林水産課長、総務課長、企画課長、都市整備課長、上下水道局長が委員となっております南国市契約等審議会で、指名業者の選定理由について審議をしております。

以上のように入札に参加できる事業者のランクや指名を行う必要事業者数につきまして明確に定めておりますし、250万円以上の建設工事では、指名した理由の公開も行っております。こういった取組によりまして、指名競争入札における恣意的な業者選定を防ぎ、公正な競争入札が確保できていると考えております。

次に、工事の入札を行った際には、制限付一般競争入札、指名競争入札、いずれにおいても工事費内訳書の提出を義務づけることで、入札参加者が適正な積算を行っているかを市側が確認できるようにすることで、価格決定の過程の透明性と妥当性を担保できるようにしております。

また、入札の予定価格と最低制限価格の決定は、出張等で不在の場合を除き、入札当日に会計の区分や予定価格によって上下水道局長、財政課長、副市長または市長が決定し、押印された予定価格調書はすぐに封緘され、改札時に開封されるまで人目に触れることはございません。入札結果につきましては、入札案件ごとに入札参加事業者、入札価格、落札業者、予定価格、最低制限価格につきまして、ホームページ等において公表しております。

最後に、談合防止に向けての職員研修でございますが、以前には公正取引委員会の方を講師に迎えて技師を中心といたしました官製談合防止法、また独占禁止法についての研修を行っております。

また、談合に特化した研修ではございませんが、総務課のほうで職員向けコンプライアンス研修は行っておりますし、新規採用職員に対しましても、新採研修時におきまして南国市随意契約ガイドラインを配布し、注意を徹底しております。以上でございます。

○議長（西本良平） こども家庭センター所長。

〔藤宗 歩保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） こども家庭センター設置の

成果と今後の課題についての御質問についてお答えします。

こども家庭センターの設置の経緯につきましては、国において従来、妊娠、出産期の母子保健を支える子育て世代包括支援センターと児童福祉、子供の相談支援を担う市町村こども家庭総合支援拠点とがそれぞれ別個に機能してきました。しかしながら、妊産婦期から子育て期、さらに児童期に至るまでの支援ニーズは連続性があり、母子保健と児童福祉を別々に扱うことによる支援のつなぎ目や連携の届きにくさといった課題が指摘されてきました。

このような課題に対応するため、改正児童福祉法等の法律改正が行われ、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営するこども家庭センターを市町村に設置することが努力義務となり、南国市では機構改編を行い、令和6年4月より保健福祉センターの施設内にこども家庭センターを新設いたしました。

設置状況につきましては、令和7年5月1日現在、全国のこども家庭センターの設置率は71.2%となっており、高知県では14市町村が設置、設置率は41.1%となっております。国、県は令和8年度末までに各自治体に速やかな設置を促しています。

こども家庭センター設置の成果につきましては、定量的にお示しできる顕著な成果というものは残念ながらございませんが、支援が必要と思われる子供や家庭に関し、母子保健と児童福祉の担当者同士が随時話し合いを行いやすい体制となったことにより、共同でケース対応が必要な場合においても、以前よりは円滑に移行可能になったことが上げられると思います。

また、業務に関する会議や研修などは、コロナ禍前のように集合方式での開催がされるようになりましたが、その場においてこども家庭センター関連でほかの市町村が取り組んでいることや困り事を伺う機会もあり、自分たちの担当業務等に関しての課題や改善していくためにはどのようにしていくかという意識を醸成していく、よい機会になっています。

続きまして、こども家庭センターの今後の課題につきましてはですが、個人や家庭が抱えている課題に関し、そのほとんどにおいて単一の機関での解決、改善が困難となっている現状から、今後より多くの関係機関の担当者間での協議を要するケースが一定数増加することが見込まれます。そのため保健活動や対人援助等、こども家庭センターの根幹となる事業が滞りなく進捗していけるように、常日頃より各種業務に関して、工夫や効率化を意識して取り組む必要があると考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず、観光行政についてですが、3つのK P Iも含め、詳細に御報告をいただきました。

私ごとになりますが、今年3市で上映されたアンパンマン映画に私も子供を連れて参加をさせていただきました。南国会場が日が合わなかったので弁天座に見に行ってきました、もうスタッフの皆さんが本当に一生懸命やって、子供を一生懸命飽きさせないように頑張ってる姿ですとか、受付だとか、それから食べ飲みのコナーですとか、本当に皆さんが一生懸命やってる姿を見ることができました。本当に皆さんお疲れさまです。

また、1月11日のSpaceFactoryでのイベントも御紹介いただきました。なかなかのビッグネームがたくさんいらっしゃるということで、1人呼ぶだけでも大変なビッグネームですけど、この3組が来るっていうのはすごい、私も世代が近いので楽しみにしております。出初め式と同じ日にはありますけれども、多くの方においでいただけたらいいなというふうには思っております。

この間、いろんな3市の取組を、私いろいろ行かせていただきまして、それが思うことは、なかなか子供がおると高知市に遊びに行かなきゃって思ったりもして、ショッピングモールに行きたいとか、子供は言いますが、こっだけ3市でいろんなことをやりよったら、ああ、何か3市で遊びに十分行けるなど、高知市行かんでも、高知市の皆さんには失礼なことですけど、高知市に行かんでも、ああ、十分遊べるなどということを今年は特に思ったことです。今年と同じ規模で毎年こっだけイベントをばんばんやれとは言いませんけれども、親の一人として非常に助かったなというのが、また今年途中ですけど、そんなことを思ったことでした。

来年度、令和8年度の取組についてもお答えをいただきました。来年度のことなので具体的なスケジュールは特におっしゃりませんでしたけども、「あんぱん」放映を生かした事業を考えているということでしたので、これも日程が決まり次第、早め早めに広報していただけたらありがたいなというふうに思っております。

また、本市の貴重な歴史や文化や豊臣兄弟、そしてよさこい高知文化祭も触れていただきました。以前の私の質問でも述べさせていただきましたが、やっぱり本市のこういう歴史や文化っていうのも貴重な観光資源であるというのは、私も課長と同じ認識です。特に文化については、生涯学習課ですとか、それから課長も述べられましたとおり、県や国としっかりと連携をすることが大事だと思います。なかなか課の人員が少ない中、大変だとは思いますが、そういった連携をしつつ、頑張っていたらなというふうに思っています。

それから、私先ほどの質問の中で観光駐車場についても触れさせていただきました。

利用者数は確かに放映してるときに比べて駐車場を使う方は減ってはおりますけれども、新図書館なんか、オープン当初は本当に多くの方が来ると思うんです。近隣の新しい図書館なん

かを見ても、物すごい1年目、2年目は混みますので、例えば新図書館前の駐車場ですとか、それから最近夕方とか夜、後免の駅前の駐車場を見よったら、意外に迎えに来る御家族の方の車はかなり7時頃なんかね、6時、7時なんか多いので、最もあそこは駐車場をなくするということではあるんでしょうけど、そういった意味で市民に実はああいう形でも必要にされてる駐車場なので、日吉町も含めて、あの観光駐車場いいなと思うんですけど、今後どうされるのか、これ2問目でちょっとお聞きしたいのですが、どちらの課長になるかな、お聞きしたいかと思えます。

次に、図書館についてお伺いをいたします。

今回の件は、報告を受けた3人の課長さん、そして市長と副市長は大変今回の件、びっくりをされたと思います。住宅課長のほうからは、地方自治法第2条第14項の規定を引用して、今後も継続して取り組む決意を述べていただきました。

実は、この地方自治法の第2条は、その後に第16項、第17項という規定があります。これ長くはありませんので、ここでちょっと読み上げて紹介をさせていただきたいと思えます。

まず、16項は、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないと規定をされております。また、17項は、前項の規定、つまり16項の規定ですね、に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とするという規定になっております。こういう大事な法律でありますので、ぜひコンプライアンスを今後徹底していくという答弁もありましたけれども、こういった法の規定もありますので、今後ともコンプライアンスを徹底していただけたらというふうに思えます。

また、住宅課長からはさらにこの間の動きについて、時系列にして分かりやすく御報告をいただきました。職員の皆さんが様々な事業、今回は新図書館ですけれども、いいものにしようという思い、そしてよりよい仕事をしていこうという気持ちは本当に大事だと思うんです。これそのものはそういう思いで仕事をされてるということで、褒められること、大事なことだと思うんですけども、ただやっぱりそのこととコンプライアンス、今回であれば議決事項が必要であるかどうかということですけども、二度とこのようなことが起こらないよう、関係各課の皆さんで今後とも取組を続けていただきたいと思います。

そこで、副市長にお伺いをしたいと思います。

通告で副市長って書いておきながら、私ちゃんと打合せをしてなかったので、ここで指名をさせていただきたいのですが、本市は7年前に副市長が逮捕されるという事態が起きています。これについて、当時の課長さんに聞きますと、当時は事件を受けて、昼夜を問わずの問合せが

あり、取調べがあり、そして資料提供等により、とても通常業務、日常の業務にならなかったということをおっしゃっていました。今後ともその契約の透明化や手順の遵守の徹底が求められてると思います。その点について、図書館担当の副市長、そして契約、財政を担当する副市長に見解、思いをお聞かせいただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

図書館につきましては、職員体制につきましても答弁をいただきました。9月議会での答弁と同じく13名ということでありますけれども、やっぱり南国ぐらいの大きさの規模の図書館にしてみたら、決して多いという職員数ではないんじゃないかなというふうに思うんです。今の図書館よりは増えますけれども、あまり多くはないかなと思うんです。

しつこいですが、近隣の図書館なんかを見てもオープン当初の1年2年は来館者数はかなり多くなりますので、例えば増員なんか必要じゃないかなというふうに思ったところですけども、なかなかそれは厳しいのかなと思いますが、不足する場合は増員を検討するという答弁をいただきましたので、ぜひその辺は年度途中なんかで必要であれば、それはもう補正でも組んで、ぜひ増員を検討していただけたらなというふうには思っております。

次に、入札・契約の透明化についてであります。

一通り財政課長のほうから、取組、流れについてお話をいただきました。

答弁の中で、1つ実は気になったのは、課長が述べられたのが、入札予定価格と最低制限の決定は入札当日に会計の区分や予定価格によって、上下水道局長、財政課長、副市長または市長が決定し、調書はすぐに封緘され、開札時まで人目に触れることはない、こういう答弁だったと思います。報道されているくだんの市長さんは、担当職員に電話をして価格を聞いたということ、私、新聞紙上で拝見をいたしました。財政課長が言うとおりの手順をしっかりとやっていれば心配はないんですけども、まさか本市でそんなようなことがないであろうと、本市でも起こり得ないでしょうねということをお伺いいたしますので、ないよと一言いただけたらなというふうに思います。

最後4番目、こども家庭センター設置の成果と今後について答弁をいただきました。

11月25日の臨時議会における渡部副市長の就任挨拶は、本当に約7か月間務めたこども家庭センターでの経験を踏まえてのすばらしいものだったと私は思っております、私自身あまりフォローはおりませんがXをしておりますので、そのXで、ああ、いいよと、チューブを見てよと紹介もさせていただきました。この場をお借りしてお知らせをさせていただきます。

さて、センター所長からは、センター設置の経緯や県内全国での設置状況や取組をお話いた

できました。いろいろ大変なこともあると思いますが、やはり設置してよかったこともかなり所長も述べられたので、よかったことも大分あったんだなというふうのを感じさせていただきました。

所長のほうにさらにお聞きしますけども、今困っちゃうことがあればお答えいただきたいのと、さらに今後の課題も少し触れていただきましたけども、まだ何か触れるような今後の課題があればお話いただけたらなというふうに思いますので、答弁をよろしく願いいたします。

以上で2問目といたします。それぞれ御答弁よろしく願いいたします。

**○議長（西本良平）** 答弁を求めます。商工観光課長。

**○商工観光課長（山崎伸二）** 議員の御質問でいただきました観光駐車場の今後につきましては、後免駅前に整備しております観光駐車場につきましては、今後來年度からは駅前広場とか、ロータリーとかの整備をする方向になっておりますので、活用できるのが今年度いっぱいということになっております。

また、図書館前といいますか、観光案内所前にあります駐車場につきましては、たしか来年度中までお借りしてありますので、来年度いっぱいまでは活用できるのではということになっております。南国市に來られた観光客の方には、日吉町3丁目公園もアンパンマンの石像などを置いて整備しておりますので、主には日吉町の観光駐車場を使っていたきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（西本良平）** 岡崎副市長。

**○副市長（岡崎拓児）** 契約の透明化や手順の徹底についての御質問についてお答えいたします。

図書館担当の副市長として、今回の件ですけれども、事後的な議決をいただくような形になってしまったことについて、まずもって深くおわびを申し上げたいと思います。

今回の件ですけれども、住宅課長が申しあげましたように、予算執行課と工事監督課が分かれている中でリスク等々もございますけれども、やはり特にこの議決を必要とする工事につきましては、契約につきましては、各職員も当然工事の進捗をしながらも議会でどのようにお諮りをしていくかと、各定例会のスケジュール、時には臨時会をお願いするような形でもしないといけないと、こういう整合性をいかに取りながら進めるかということ徹底するように、職員のほうにも指示をしていきたいと思っておりますし、私としましても今後その進捗を適切にチェックをしながら進めていくこととしたいと思っております。以上でございます。

**○議長（西本良平）** 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 先ほど答弁いたしました駅前の観光駐車場でございますけども、こちらのほうは活用できるのが先ほど「来年度いっぱい」と答えましたけれども、「今年度いっぱい」ということでございます。おわびして訂正させていただきます。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 杉本議員のほうには、また私の発言といたしますか、そこら辺につきまして触れていただきましてありがとうございます。

今回の入札・契約の透明化ということで、私、11月6日からということになっておりますが、昨年度まで財政課長を務めておりましたので、そういったことの中でも今回につながるようなことがあったのかなというところで、実際工事の変更等につきましては一定集約して取りまとめてから行うという、今回の件につきましても幾つかの変更、それらを取りまとめるという作業、そういった中で今回当然議決案件でございますので、議会のそういった提案させていただくこと、説明させていただくこと、こういったのを徹底っていうのが抜かっておったということにつきまして、誠に申し訳ございませんでした。

これにつきましては、これまでの経緯、そういったことの中でそういった契約担当、部署、住宅課長が申しましたように、予算の部署と工事監理部署、そういったのが異なることによって、そこら辺の差異が生じたということになろうかと思えます。これにつきましては、先ほども住宅課長が申しましたように、今後も引き続き技師、技術職員につきましては、建築、土木、それぞれ複数名おりますので、全員がそういったことを把握できるような形で今後も引き続き周知徹底をしていきたいというふうに考えております。また、法令遵守というのは当然のことではございますし、また入札についてのお話も少し出てたんですけども、私が契約担当、財政課にありましたときの市長が官製談合等で逮捕され、また議員がおっしゃられたように副市長が逮捕されたという事例もありました。

これらを含めまして、本市におきましても財政課主導で談合防止へのもろもろの談合防止に向けた取組もしてきていますし、これらにつきましては当然あってはならないことでございますので、これにつきましても引き続きそういったことが本市で起こらないように、そういった形で取組を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 新聞報道でありました他市のような問合せがあるかということでございますけれども、そういった問合せはございません。以上でございます。

○議長（西本良平） こども家庭センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 現状で一番困っていることと課題があればということですが、こども家庭センターの保健師は20代から30代の若い保健師が多いのですが、コロナ禍の後の結婚ラッシュで、現在、産休・育休等の長期休暇中の職員が多く、母子保健系の保健師は、正規職員6名中3名が現在長期休暇中となっています。

こども家庭センターでは、毎週木曜の午後に4か月、10か月、1歳8か月、3歳6か月の乳幼児健診を集団で行っており、1回の健診につき20名から30名のスタッフが必要なのですが、職員が常に足りていない状態です。

渡部副市長が在籍しておりました、同じくこども家庭センターのこども相談係は365日24時間対応で、通告があれば48時間以内に子供の安全を確認しなければならないため、時間の縛りがある健診スタッフに入ることは難しいのですが、無理を言って協力をお願いして、配役に入ってもらっています。保健福祉センターの保健師にも、毎回配役を依頼しています。在宅の保健師や看護師にも入ってもらい、どうしても保健師が足りないときは中央東保健所に派遣中の本市の保健師にも、一度だけですが入ってもらったことがあります。

このように乳幼児健診を毎週行うのに、現在でも大変苦慮している状況ですが、こども家庭庁は集団による5歳児健診を推奨し、令和10年度末までに全国で100%実施を目指して、自治体への支援強化に乗り出しています。本市では既に限りある人材と地域資源の中で、でき得る限りの範囲で、福祉、教育、医療などの連携による乳幼児健診後のフォローアップ体制の構築を図っていますが、5歳児健診を集団で実施するとなれば、毎月行っている法定健診ではない4か月健診を個別健診にして、その枠に新たに5歳児健診の枠を創設するなどの検討が必要となります。また、医師や心理職等専門職員の確保も必要で、それは近隣市町村とも同じ課題となります。人的資源の確保と国が進める5歳児健診をどのように実施するのかが、現状の一番の課題となっています。以上です。

○議長（西本良平） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） それぞれ御答弁ありがとうございました。

特に2人の副市長には、突然の御指名にかかわらず御答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

センター所長のほうからは、やっぱりなかなか常に人が足りていないという話もありましたし、この議会でも5歳児健診の話が以前出ていたかと思えますけれども、それをやるやったら4か月健診を個別健診にせないかんという答弁ですので、ちょっとこれは大変だなということを思ったことです。そういった意味でも、なかなかどの課も足りないんでしょうけども、やっ

ぱりセンターの人を増やすことが大事やなということを感じさせられました。

センターへ入ってすぐのところに看板が、一生懸命作ったんだろうなと思って、看板を見ておりますけども、やっぱり職員の皆さんのモチベーションというのもあると思うので、頑張って作った看板であると思うんですけど、せめて看板ぐらいちゃんと立派な看板を、それぞれ独立したセンターですから、そういった看板は必要なんじゃないかなというのを思ったことです。これは答弁要りませんので、これは一つ感想として思ったことでした。

3問目としましては、これも特に答弁は必要ありませんけれども、契約について一言触れさせていただきたいと思います。

今日それぞれ課長や副市長が御答弁いただいた内容を教訓、そして再発防止策として取り組んでいただけたらと思いますけれども、今年の4月22日付で、これたしか総務省からだと思いますが、事務連絡が出てるかと思えます。タイトルが、地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等についてという事務連絡ですけれども、これが県庁経由で来てるかと思えます。相見積りを取るということで、課長答弁がありましたけれども、相見積りを取る中で中小企業者を大事にした、この事務連絡に沿った調達、契約に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、今議会における私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西本良平） 15番岩松永治議員。

〔15番 岩松永治議員発言席〕

○15番（岩松永治） なんこく市政会の岩松です。

まず、学童クラブの現状をお伺いします。

私は、約10年前に保護者負担の軽減を求める質問をしましたが、現状は当時と変わっていないようです。保護者の方から御連絡をいただき、10年前と全く変わっていない保護者運営について、切実な悩みと思いを伺いました。その中には厳しい御意見と御指摘もあり、保護者負担の軽減を提案してきた者としては、大変申し訳ない思いでお話をお伺いしました。

今回の質問は、学童の運営に関わっている保護者負担を取り除くこと、つまり保護者負担をなくすことが目的です。

それでは、改めて南国市学童保育連絡協議会とはどういった団体なのか、子育て支援課長にお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 子供たちに放課後の安心・安全な居場所を保障するために、

保護者を中心とした自主組織として結成されたもので、法人化していない任意団体です。結成後、各学童クラブを統一運営し、事務局、理事会、運営委員会を設置しています。統一運営に当たり、市との書類のやり取り、会計処理、指導員の雇用、理事会において運営経費に係る議決を行います。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 先ほど御答弁いただいた理事会と運営委員会というのは、全て保護者が担っていただいています。

次に、市連協への委託経緯についてお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 放課後や夏休みに子供たちに寂しい思いをさせないという思いの下、1972年に学童保育が始まりました。その後、個々の学童クラブが市の委託を受け運営しておりましたが、2004年にほかの学童クラブの様子や実態を知りたいとの声があり、南国市学童保育連絡協議会が結成されました。結成後、保護者負担金、指導員賃金の格差、指導員確保、財政的運営の困難、労働保険、労務管理の専門的知識の必要性から、市連協での一括運営ができないかとの声があり、2006年に検討委員会による検討を経て、2007年より市と市連協の一括での委託契約となりました。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） では、現在の学童クラブ数と利用者数についてお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 市連協が運営する学童クラブは14クラブで、利用者数は469人です。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 次に、待機児童数とその原因についてお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 11月の待機状況は、めだか学童クラブが8名、定員オーバーによるもので、1月より2名が入所可能となっております。

さくら学童クラブが1名待機ですが、空きがあり入所可能で、現在保護者からの回答待ちでございます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） それでは、来年度の見通しと待機児童解消への取組についてお伺いし

ます。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 市連協に問い合わせたところ、現在申込期間中であるため集計はできず、クラブによっては待機が出る可能性があるとのこと。長岡小にあるめだか学童クラブでは、西部児童館の利用の案内を行っています。待機がある学童クラブにつきましては、建て替えによる受入れ児童数の拡大、建物の増設を将来の児童数の推移も考慮に入れ、検討する必要があると考えていますが、現時点で具体的な計画はないものです。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 次に、情報共有と市の関わりについてお伺いします。

まず、学童クラブと担当課の情報共有はどのようにされているのか、お伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 各学童クラブと市との情報共有につきましては、指導員とは修繕、学童で起こったことなど、頻繁に電話連絡を取り合っています。各学童クラブからの要望事項につきましては、年に1回協議会を開催しており、要望をお聞きしております。要望事項に制限などは設けておりません。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） それでは、学校と学童の情報共有についてはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 各学童クラブにより異なっておりますが、共有方法については直接会う、LINE、電話、文章です。共有内容といたしましては、学童利用者名、不審者情報、学級閉鎖や集団下校、避難訓練や災害情報、発達が気になる子の情報などです。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 次に、各学童からの要望と保護者からの相談内容についてお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 要望といたしましては、建物の修繕に係るもの、希望者全員の入所が困難なため、第2学童を要望するもの、施設の老朽化に伴い、建物の建て替えを求めるものなどです。入所にならなかった保護者から、入所に関する相談を受けることもあります。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 先ほど御答弁いただいた要望と相談への対応についてお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 修繕につきまして、少額の場合は修理を行い、予算措置が必要なものにつきましては予算要求を、学童の新設、建て替えにつきましては具体的な計画を策定する必要がありますと協議会で回答したところです。保護者相談に対しましては、法人が運営する放課後児童クラブの紹介や、入所決定は市が行っていないため、内容を市連協に伝えるなどを行っております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 子育て支援課は、理事会と運営委員長会へ参加しているのかをお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 定期総会への出席と、年に1回、子育て支援課と各学童クラブから直接要望を受ける協議会へ参加しているのみで、理事会、運営委員会への参加はしておりません。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） それでは、学童内で事故等を含め問題があった場合、最終責任者は誰なのかをお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 最終の責任者となりますと、南国市学童保育連絡協議会へ委託をしている委託元の南国市でございます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） ここまでお聞きして、保護者からの相談内容に保護者運営のことはありませんでした。しかし、大事なことを聞けてない、保護者に寄り添えていないのではないのでしょうか。実際は運営に関して重い負担が多くあります。それを言っても聞いてもらえない、取り合ってもらえないと半ば諦めている方もいます。施設改修と修繕の要望や相談だけでなく、保護者が何に一番困っているのかを目と耳を凝らして気づいてあげてください。保護者の声を直接聞ける相談しやすい環境をつくってあげてほしいと思います。

次に、運営についてお伺いします。

学童クラブの運営に関わっている市連協、理事、運営委員、それぞれの役割についてお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 市連協の運営方針としましては、日々の運営は各学童クラブが担い、市連協では市から受託した補助金、保護者負担金の管理をし、指導員の人件費と各学童クラブへの運営費を支出する役割で、理事会事務局は金銭面での市内学童クラブへの一体運営、南国市との連携、予算の執行と南国市への報告、各学童クラブの改善、質の向上で、運営委員を含む運営委員会は学童クラブの運営、会員会費の徴収、学童クラブ運営費の執行と市連協への報告、学校との連携となります。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） それでは、他市の運営はどうなのでしょう。実施主体についてお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 11市の中で高知市だけで88学童ありまして、高知市の88のうち、79学童が市の直営です。高知市以外の南国市を含む10市では79学童がありまして、うち26が市の直営、NPO法人が22、保護者会が12、運営委員会15、学校法人3、その他1です。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 市の直営が多くなっているのが分かりました。

次に、入所までの経緯についてお聞きします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 受付、確認、入所、決定、通知の一連を運営委員会、保護者の方が担当してございます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 保護者がどういったことをしているかといいますと、就学時健診で運営委員会の役員が学童についての説明を行う、面接日日程調整も運営委員会が担当、面接は指導員と運営委員会が共同で実施、家庭状況や経済状況など個人情報に踏み込む場合もあります。最終的な入所の可否判断を保護者である運営委員長が行っている。一部学童では、入所決定通知書も運営委員長名義で印鑑を押して発出している。保護者が、ほかの保護者を審査し、定員の問題から落とすという判断は、本来行政が担うべき業務であり、一保護者に背負わせてよい内容ではないのではないのでしょうか。

それでは次に、保護者負担金の登録料と利用料の徴収方法についてお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 登録料が年間2,000円、利用料月額5,000円でございます、14学童の中で振込みが8、うち自動送金が3、引き落としが6でございます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 保護者負担金の徴収は負担が大きいのと思いますが、担当課の見解をお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 銀行での手続があること、同じ学校の保護者の口座番号を知ること、また口座番号を記載した書類を個人情報保護に気をつけながら取り扱うことにつきましては、多くの負担があると考えます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） それでは、個人情報の取扱いはどのようにされているのかをお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 個人情報保護に関する誓約書を提出し、管理されています。各学童クラブの運営委員会役員は、運営委員長に個人情報保護に関する誓約書を提出し、各運営委員会が保管をしております。運営委員長、市連協理事、事務局員及び指導員は、市連協理事長に誓約書を提出し、市連協が保管しています。この誓約書は共通ですので、遵守事項は統一されています。各運営委員会の委員長は保護者ですので、運営委員会役員の個人情報の取扱いについては、保護者である委員長が管理することとなっております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 誓約書を提出しているだけで、個人情報の取扱方法については統一されていません。個人情報の管理は委員長に委ねられていますので、取扱方法は各委員長によって違ってきます。そういった取扱いでは、個人情報の漏えいと悪用が懸念されます。誓約書を提出するだけで納得していいのでしょうか。委託先に依存し過ぎて、危機管理を怠っているのではないのでしょうか。もっと積極的に関わっていく必要があると思いますが、担当課長の答弁を求めます。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 誓約書の提出があるとはいえ、役員である保護者の方が同じ学校の利用者の個人情報を取り扱っておりますので、特に注意が必要と考えます。各学童クラブごとの実際の取扱方法について、まず確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 大事なことですので、必ず進めてください。

入所を含め、提出書類は全てペーパーとなっており、DX推進からかけ離れています。今後はペーパーレス化を含め、より一層デジタル化を推進する必要があると感じていますが、担当課の見解をお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 市の業務全体につきましても、DX推進、ペーパーレス化、電子申請化を進めておりますので、学童に関する事務申請手続につきましても同様であるべきと考えます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） このペーパーレス化っていうのは、子育て支援課だけじゃなくて、南国市役所全体の問題だと思っておりますので、今日お聞きいただいている執行部、課長の皆さんには当たり前のようにペーパーで使っていると思っておりますけど、これはデジタル化できないかということなどを常に考えて取り組んでいただきたいと思っております。

多くの保護者は、役員にならなければ運営の実態を知ることはなく、仮に役員になっても一、二年我慢すれば終わるため、その重い実務が表面化されにくい状況です。その裏側で役員は本来の仕事や家庭生活と並行しながら、会計、個人情報管理、事務作業、連絡調整、入所面接など、行政レベルの責任を背負い続けているのが実情です。

次に、予算の推移について、10年前との比較及び増額に至った経緯をお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 市からお支払いしています委託料ですと、平成27年度決算額で8,042万8,000円、令和6年度決算では1億7,940万2,000円です。

市連協の決算としましては、平成27年度決算額9,815万9,936円、令和6年度決算額2億2,255万5,396円です。増額の経緯につきましては、利用者の増加と国の対象事業の拡大によるものです。例えば、障害児対応を行えば委託料に加算がつくなど、国の制度改正が順次行われてきたものによるものです。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 10年前と比較すると、随分予算が大きくなっておりますし、一任意団体が扱う額としては大変大きいため、今後は法人化する必要があるのではないかと思うのですが、その点について南国市の見解をお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 会計規模としましては、非常に大きいものです。内部監査と税理士による外部監査が行われているとはいえ、予算規模の大きい任意団体でございますので、透明性と信頼性が会員や関係者から求められるものです。南国市の見解としましては、NPO法人化を検討してはどうかと考えます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） それでは、先ほど答弁いただきました内部監査と外部監査は受けているようですが、担当課は市連協へ出向き、決算書に相違がないことを確認できているのかお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 単年度ごとの委託契約であり、毎年実績報告書の提出により確認し、精算払いを行っています。市は本来監査を行う立場ではありませんが、市連協の成り立ちから市と協力して運営を行うものですので、市が内部監査時に同席や定期預金を含む通帳の確認を行いたいことを市連協に伝え、市連協と協議をしていきます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） よろしくお願ひします。

これまでも申し上げましたが、運営していただいている保護者の負担が大き過ぎます。保護者の負担をなくすためには、市の直営にするか、市連協を法人化し、運営全般を法人が担っていくか、新たに人を雇って運営を担っていただくか、運営委員へ報酬を支払うといった方法しかないと思いますが、保護者負担をなくすことについて、市の見解をお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） これまでも市と市連協間での協議は行ってきましたが、保護者負担を減らすことにはつながっていないものです。

今後、議員御提案の方法について、市連協と協議を行います。また、他市で公営化した市もありますので、公営化につきまして他市で行った方法、公営化による問題点、公営化の際の保護者からの意見がありましたら、それを確認します。あわせて、運営委員会、保護者の方が行っている業務の一部を市で行うことができないかも含めて検討を行っていきます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 何度も言いますが、あまりにも保護者負担が大き過ぎます。毎日保護者の皆さんは仕事をして働いており、学童の運営が仕事ではありません。学童の運営は無償の

ボランティアです。運営委員になると、入所の受付、確認、決定、通知から、同じ子供を預ける保護者の個人情報取り扱いまでしなくてはなりません。特に同じ学校に通う子供の入所決定の判断は、保護者間で望まぬトラブルを発生させます。実際にそういったトラブルがあったようです。

また、運営費の管理など、どれも責任が重く、学童の運営は保護者ではなく行政が担うべきではないですか。運営に携わる保護者は、行政レベルの責任を背負わされ続けています。運営を保護者に任せて、保護者の負担を増大させているのは、これまで指摘されたことを改善してこなかった市の責任ではないでしょうか。市長と担当課長には、学童の現状と問題点として、ここで紹介し切れていない詳しい内容をお渡ししましたので、私が言っていることを御理解いただけたと思います。保護者の負担をなくし、さらなる発展を目指して、今後の学童運営について、市長の見解をお伺いします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 南国市の学童クラブは、保護者の皆様の真摯な願いにより学童保育としてスタートしたものであります。1972年をスタートとすると、50年を超える歴史があり、この間保護者の皆様の放課後、夏休みの子供たちに寂しい思いをさせたくないという思いから、議員のおっしゃるような無償のボランティアとしての活動に支えられてきておるところです。そうした中で役員となられた一部の保護者の方に多大な負担がかかっているということは、認識するところです。

学童クラブは、子育て世帯にはなくてはならない制度でございます。子育て世帯である保護者の皆様の負担を減らし、将来に向けて持続可能な運営が必要であると考えています。行政といたしまして、増大している保護者の負担を減らすことは責務と考えますので、担当課長の答弁した内容に基づき、市としても負担軽減に向けた検討を行いたいと思います。以上です。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 今回の質問では保護者のことを申し上げましたが、その方たちの父母、つまり学童へ通う子供たちのおじいちゃんとおばあちゃんからも厳しい御指摘と御意見をいただきました。御自身の息子や娘が仕事に勤めながら運営の負担を強いられ、苦勞している姿を見て、黙ってはいられないと言われていました。今回の質問をきっかけに保護者負担がなくなる日が来ることを心から願っていますし、その日が来るまで要望し続けていきます。以前、保護者負担を軽減してほしいと要望したときも検討していくとの答弁でしたが、10年間何も変わっていないんです。同じことを繰り返さないように、先ほど市長からも答弁いただきましたの

で、確実に進めていただくようによろしくお願いいたします。

最後に、1点だけお伺いします。

地元学童からの要望内容と進捗について、子育て支援課長にお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） にこにこ学童クラブから、建物が築23年で耐久年数22年を超えており、新築建て替えを望む要望書が提出されております。これに対し、9月24日に行った市との話し合いにおきまして、住宅用木造建物の法定耐用年数22年は、税法上の減価償却費を計算するものであり、物理的耐用年数とは異なる、木造公営住宅の耐用年数は30年で、これを目安にしたいと説明をいたしました。また、新築での建て替えとなりますと、今から1年以内では難しく、学童クラブ全体で建て替え、新築の計画をつくる必要があり、この計画をつくっていくと説明をしたところでございます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） ありがとうございます。

それでは次に、消防広域化についてお伺いします。

高知県が進めている消防広域化についてお聞きします。

以前御説明いただいた高知県広域化基本構想では、今年度内に議会での議決を図る予定とのことでしたが、現在は高知県消防広域化基本計画（案）が策定され、スケジュール等に変更があったとお聞きしています。変更点を含め、その詳細を消防長にお伺いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 今年度末の推進協議会設置の議決が難しいとして、まずは令和8年度に任意の協議会を設置し、今年度内に実施計画（案）を作成する計画となりました。

令和9年度の前半には、推進協議会及び広域化連合設置の議決を得て、広域連合の設置準備を進めるとともに、法定協議会における実施計画の審議を開始し、同計画を策定することとしております。

令和10年度においては、消防本部の設置とは別に広域連合を発足させ、実施計画に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始することとしております。

あわせて、通信指令業務を除く消防本部機能については、令和11年度からの全県一斉の統合を図る場合には令和10年度の早い時期に法定協議会において実施計画を改定するとともに、広域連合規約の改正を随時行う対応を基本としております。

令和11年度開始時点においても、実施計画について法定協議会における決定が行われない場

合には、遅くとも令和16年度には通信指令業務を含む全ての消防本部機能を全県統合を実現することを目指して、実施計画（案）の根本的な見直しを含めて必要な措置を講じるとしております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） それでは、スケジュール変更の理由について分かる範囲で御説明をお願いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 本年度3月議会において、消防広域化推進協議会設置について議会の議決を求めることとしておりましたが、議論をする期間が短く、各市町村議会に十分な説明ができないとの意見が多く出されたため、スケジュールの見直しが図られました。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 高知県消防広域化基本計画（案）では、令和8年度に任意協議会として消防広域化推進協議会が設置され、法定協議会の消防広域化推進協議会を設置するための議決は令和9年度前半に延びたとのこと。また、同時に広域連合会を設置するための議決も必要となってきます。もし南国市議会で可決されれば、南国市は消防広域化に向けて進めていくという理解でよろしいでしょうか。また、否決された場合には、単独の消防組織としてこれまでどおりという理解でよろしいでしょうか、消防長にお伺いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 議決されれば、消防広域化に向けて協議が進んでいくと思います。否決されれば、これまでどおりとなりますが、高知県の人口減少による消防財政に与える影響等を考えますと、県の常備消防組織を一本化する方向性は変わらないと感じております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） では、もう一点お聞きします。

議会で可決され、消防広域化を進めている途中でやめること、つまり脱退することは可能なのでしょうか。大事なことですので、お伺いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 県に問い合わせますと、可能ではありますが、法定協議会は県内全市町村及び県により構成することを想定していますので、脱退する場合には法定協議会、県内全市町村議会及び県議会の議決が必要になるということですので、現実的には困難であると考えております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） それでは、広域化した後に脱退することは可能なのでしょうか、お伺いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 法的には可能ですが、地方自治法逐条解説によると、広域連合を構成する地方公共団体、全市町村及び県の議会の議決を得て、これに基づいてその地方公共団体の長が協議し、総務大臣の許可を受けなければならないとなっております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 広域化してからでは脱退することは難しいようです。ということは、予定されている広域化前の議決は非常に大事な議決になるということです。このことは同僚議員の皆さんにも御理解しておいていただきたいと思います。

次に、消防広域化について、消防士の皆さんにアンケート調査を実施したとお聞きしています。広域化についての賛成、反対、また意見などを含め、アンケート調査の内容と結果について消防長にお伺いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 令和7年3月に、自由参加で消防広域化に対する説明会を開催し、63名の職員に対し46名が参加してくれました。説明後のアンケート調査は無記名で実施しましたが、広域化に反対するが23名、どちらかといえば反対であるが19名、どちらかといえば賛成が4名、賛成意見は一人もおりませんでした。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 全員ではありませんけれども、南国市の消防士に賛成意見は一人もない、これが実情です。令和9年度前半に、消防広域化推進協議会設置と広域連合設置の議決が議会で可決されれば、令和9年12月に消防広域化推進協議会を設置し、令和10年4月には広域連合が設置される予定です。また、令和9年12月には、高知県消防広域化実施計画が策定され、その計画にのっとり広域化が進められていきます。消防広域化の判断をするに当たり、先ほどのアンケート結果は重要です。南国市の消防士の皆さんが賛成していないのですから、今の段階で賛成することは難しいというのが私の考えです。市長と消防長の思いや考えだけで進めることはできないですし、何より一番大切なことは消防士の意見を尊重することではないでしょうか。それは市長と消防長も同じだと信じています。

次に、先進事例を簡単に御紹介いたします。

10月に、会派の同僚議員と大分県のおおいた消防指令センターへ視察に行きました。こちらは平成31年3月に、大分県と各市町村共同による指令業務の共同運用に係る勉強会が開始され、その後双方による共同運用の実施に向けた具体的な検討が行われ、令和3年には各市町村において大分市への消防指令業務に係る事務の委託が議決され、指令システムの整備等が完了し、令和6年10月1日、大分県内全18市町村、14消防本部によるおおいた消防指令センターとして本格運用が開始されています。

全国で初めてとなる全県1区での指令センターの共同運用で、一元的な災害情報の把握が可能となり、相互応援について迅速な判断が可能となるほか、通報者との映像の送受信が可能な映像通報システムが新たに導入されたことで、通報時の詳細な災害状況等の把握が県内全域で可能となるなど、住民サービスの向上につながる効果が期待されています。

運用から1年経過して、今後の消防広域化の予定についてお伺いしてきました。平成31年3月に大分県が作成した計画で、当面は消防の連携、協力、中でも消防指令業務の共同運用実施に向けた検討協議を消防の広域化を巡る検討協議よりも優先させるとなっているが、共同運用が本格的に開始されたことを受け、今後広域化への動きが出てくるものと想定しているとのことでした。

しかし、現段階で消防広域化の具体的な動きはないそうです。この視察を通じて広域化を進めるならば、高知県も消防指令業務の共同運用から始めるべきではないかと同僚議員一同が感じました。おおいた消防指令センターは、参考になる点が多数あり、消防従事者が現地視察に行くことを強くお勧めします。

それでは、消防広域化について、その他の先進自治体の事例と運用状況をお伺いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 消防広域化の先進地として、奈良広域消防組合消防本部へ2度視察に行っております。奈良県1つの消防本部を目指して協議を進めてまいりましたが、奈良市と生駒市が途中で協議会を脱退し、残りの地域が広域化をしております。県も同消防組合の取組を参考にし、これまでの計画を進めているところであります。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） では、消防指令業務の共同運用について、消防長の御所見をお伺いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 高知県の消防広域化の取組として難しいと感じているところは、消防

本部の統合と消防指令業務の共同運用を同時に進めているところにあると思います。おおいた消防指令センターのように先進事例もございますので、まずは消防指令業務の共同運用を行い、その後可能であれば消防本部の統合の協議を進めるなど、段階的な計画が現実的であると考えております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 私も消防長と同じ考えです。

次に、今後の課題についてお伺いします。

消防業務に携わる方でないと分からないことがあると思います。

そこで、消防長をはじめ、消防士の皆さんが懸念されていることや、広域化までの課題と広域化後に想定される課題をお伺いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 職員の異動に関しては、広域連合及び指令センターへの異動が主で、最小限にとどめるとしておりますが、給与や手当、勤務体制の統合等、職員の処遇に関することは各市町村の分賦金に関係してきますので、議論が進んでいないのが現状であります。同じ職場で給与や手当、勤務体制が違うというのであれば、職場の士気低下にもつながりますので、議論を尽くすことが重要であると感じております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 先ほどの消防長答弁では、同じ職場で給与や手当、勤務体制が違うようであれば職場の士気低下につながるとの答弁でした。

それでは、消防士の採用はどのようになるのでしょうか。広域化後の消防士の採用について、消防長にお伺いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 県は令和10年度に広域連合を発足させ、計画に時間を要する消防指令システム整備事業及び先行的共同事業を開始するとしております。

先行的共同事業には、消防職員の担い手不足が深刻な消防本部があるとして、人材確保の共同化を提案しております。提案には、共同募集と共同採用の2種類があり、共同募集は採用申込みが重複しないように、県下消防本部が同じ日に合同で募集及び採用を行う取組で、共同採用は広域連合が採用し、各署所に職員を配置すると説明がっております。現在のところ詳細な議論はなされておられません。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 共同募集と共同採用は新しい取組の一つで、人材確保に有効な手段となりそうで期待を持てますが、消防士の皆さんが抱える様々な心配や不安が払拭されるわけはありません。南国市民の生命と財産を守るという強い信念と誇りを持って採用され、昼夜を問わず業務を遂行し、研さんを積んでいる中、数年後には全く土地カンのない地へ配属されるかもしれないことを思えば、本人だけでなく御家族の不安と心配も尽きないことと思います。

消防の広域化を今すぐ進める必要が本当にあるのでしょうか。広域化を進めるのならば、消防組織を統一し広域化する前に、消防指令業務の共同運用から始めるべきだと私は思っています。ここまで進捗、先進事例、課題について、私の考えを述べながら消防長にお伺いしてきました。今の段階で消防の広域化は、南国市として大きなメリットを感じられないというのが本音です。現状は何も問題ないですし、広域化することでのデメリットが多いと感じています。

これまで築き上げてきた歴史ある南国消防を継続し、発展させていくことが消防士と市民の願いであり、それこそが南国市の最大のメリットではないでしょうか。それでも消防の広域化を進める必要があるというのならば、段階を追って順に進めるべきです。

高知県が、消防は広域化しか道がないと決めつけて、期限を定めている基本計画へ賛成することは難しいのではないのでしょうか。先ほども申しましたが、消防の広域化を進める前に、消防指令業務の共同運用から始めるべきだと思います。それを踏まえずに一足飛びで全てを同時に進めたとしても、成功するとは思えません。段階を踏み、消防指令業務の共同運用が円滑に遂行できるようになり、広域化の機運が高まったときに、改めて広域化を検討すべきです。何より南国市の消防士が納得せずして議員の賛同を得ることは難しいでしょう。広域化に向けての議決まで1年数か月しかありません。現段階で賛成、反対の表明は難しいと思いますが、消防広域化について、行政のトップとして市長の見解をお伺いします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 当初の消防の広域化の案では、本年度中に議決、法定協議会の議決を得るというような形にもなっておりまして、そちらの議論する時間があまりにもないのではないかと、そういった意見を踏まえて、今回見直し案ではその議決が先延ばしされたということは、それは必要なことであったというように思うところです。

しかしながら、県の姿勢としましては、やはり高知県の課題の対応のため、急いでやりたいという思いがよく伝わってくるところでもございますが、なかなか急ぐってことはこの内容につきましてしっかりと議論して煮詰めていく必要があると思います。やはり職員の待遇のこともそうですし、市の負担金のことということも大きなことでもございまして、そういった細

かなところを十分確認していく必要があるというように思います。

最終的には、消防の広域化が南国市にとってどのようなメリットをもたらすかというところを見定めていく必要もあると思いますので、今後も慎重に議論の内容を注視していきたいと思えます。以上です。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） ありがとうございます。

早速、再来週と年始に会があるとお聞きしました。市長と消防長は南国市の代表として各会へ参加されますので、南国市の意見を積極的に発言していただきたいと思います。そして、先ほども申しましたが、消防士の意見を一番に尊重し、議員の意見も参考にさせていただきようお願いいたします。また、最終判断は市長にかかっていますので、その際には南国市消防の将来を見据えた慎重な決断をしていただくようお願い申し上げます。

最後に、農業集落排水事業について質問します。

これまでも農業集落排水の施設使用料金について質問をしてきました。以前にも申し上げましたが、公共下水と農集について説明しておきます。

公共下水と農集を簡単に説明すると、公共下水道事業は都市計画区域である市街地を整備するものに対し、農業集落排水事業は農村地域を整備するもので、名称は違いますが、どちらも下水を処理する事業です。公共下水道使用料金は、水道水の使用量が下水道使用量となっています。例を挙げますと、水道水を10立米使用すれば、下水道使用量も10立米、水道水を20立米使用すれば、下水道使用量は20立米となります。水道の使用量がそのまま下水道使用量となりますので、分かりやすく何の問題もありません。しかし、農集の使用水量は世帯人員、つまり世帯の人数で認定水量が算定されていますので、水道水の使用水量と誤差が生じます。この誤差をなくすために公共下水と同じにいただきたいと思います、これまでも求めてきました。数年前の答弁で、実態を把握するためにアンケート調査を実施するとのことでしたが、その結果についてお伺いします。

○議長（西本良平） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 農業集落排水事業に係る久礼田、国分、浜改田の3地区の方へ、世帯人数、生活水の使用形態等についてアンケート調査票を令和7年3月にお送りいたしました。アンケートの結果内容につきましては、アンケート調査3地区合計683世帯、回答いただいた世帯数は550世帯、回答率約80.5%、次に生活水の使用形態の調査結果でございますが、生活水について、上水のみ使用416世帯、井戸水のみ使用51世帯、上水道と井戸水の併用で使

用79世帯、空き家4戸、以上でございます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 農業集落排水施設使用料については、公共下水の水道使用料と同じ算定にし、料金を均一化することはできないのでしょうか。アンケート調査の結果を踏まえて、今後どのように進めていくのか、お伺いします。

○議長（西本良平） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 農業集落排水施設使用料の算定方法について今後どのように進めていくのかでございますが、上水道御使用の方につきましては、公平性、妥当性を踏まえて、公共下水と同じ算定方法へ変更に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、公共下水道と同じ算定方法にすることにより、使用料金が少なくなる世帯や増える世帯がございますので、市民の方への丁寧な説明と周知を行うための時間が必要であると考えております。以上です。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 長年の間、農業集落排水の使用料金については、水道使用料より多い排水使用料を請求されてきた世帯と、その逆の世帯がありますので、実態に基づいた公正な使用料を徴収していくことが必要ではないでしょうか。この件について、市長の見解をお伺いします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 農業集落排水施設使用料についてでございますが、議員のおっしゃいますとおり、基本的に一般家庭におきましては世帯人員による方法で算定をしてきたところです。上水道を御使用の方につきましては、認定水量と汚水量に差異が生じておりますので、負担の公平性が図られていないと感じるかと思います。とはいえ使用料金の算定方法を変えらると、使用者の皆様には御理解いただくことが肝腎であると考えております。

使用者の皆様には、算定方法の変更を地元説明会や広報等を通して周知し、負担の公平性を図るよう進めてまいりたいと考えておりますが、一連の業務量を考慮しますと、一定の準備期間は必要であると考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） ありがとうございます。

説明と周知に一定の時間が必要なことは分かりますが、これまでのように時間をかけ過ぎないように、少しでも早く公共下水と同じ算定になるよう進めてください。よろしくお願

たします。

以上で今議会での私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（西本良平） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

明13日と14日は休日のため休会とし、15日に会議を開きます。15日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時40分 散会